

令和 7 年度
自己点検評価書

久留米工業大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・	1
II. 沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・	10
基準 1. 使命・目的・・・・・・・・・・・・・・・・	10
基準 2. 内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・	17
基準 3. 学生・・・・・・・・・・・・・・・・	27
基準 4. 教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・	44
基準 5. 教員・職員・・・・・・・・・・・・・・・・	56
基準 6. 経営・管理と財務・・・・・・・・	68

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 大学の建学の精神と基本理念

・学校法人久留米工業大学（以下「本法人」という。）により設置されている久留米工業大学（以下「本学」という。）は、昭和 41（1966）年の建学以来、「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神として掲げている。この建学の精神は、本学の教育・研究・社会貢献活動の根幹を成すものであり、本学の使命および目的を規定する基本的な理念である。

・本学は、建学の精神を具体化する教育の基本理念として、「知・情・意」、すなわち「知を磨き、情を育み、意を鍛える」ことを掲げている。「知」とは知識、技術や教養を表し、「情」とは人間愛、人としての優しさを表し、「意」とは強靱な意志力、逞しい精神力を表すものである。本学は、これら三要素を調和的に涵養することにより、社会において主体的に行動し、地域および産業界に貢献できる人材の育成を目的としている。

・この「知・情・意」は、本学学園歌に謳われている「技術の冴え」「心の花」「不屈の意志」にも通ずるものであり、4 年間の大学教育を通じて学生が段階的に身に付けるべき資質・能力を象徴している。教職員は、この理念を共有し、学生一人ひとりの成長を支援する教育指導に全力を尽くすことを基本的な責務としている。

・本学は、少子化の進行や高等教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和 3（2021）年度に第 3 次中期計画（2022～2027 年度）を策定し、本学の使命および将来像を改めて整理した。令和 9（2027）年度を達成目標年次とする「2027 年ビジョン」は、以下の三点を柱としている。

- (1) 学生一人ひとりが成長を実感できる大学
- (2) 工学技術で地域に貢献する大学
- (3) 新しい知と技術に向き合う大学

・現在推進している後期実施計画を含む諸施策は、これらのビジョンを具体化するものであり、同時に本学の教育理念である「知・情・意」を現代的に具現化する取組みとして位置付けられている。すなわち、AI・DX 時代に対応した教育改革やカリキュラム改善、学修支援体制の充実、専門的知識と実践的能力を育成する「知」の涵養に直結するものである。また、退学防止策や学生支援の充実、保護者および地域社会との連携による教育環境の整備は、学生の成長を支える「情」の実践である。さらに、地域連携センターを核とした産学官連携、社会課題解決型教育の推進、教職員の主体的な業務改善の取組みは、自ら課題を発見し、粘り強く挑戦する姿勢を育む「意」の具現化にほかならない。

以上のように、本学の中期計画および各種施策は、建学の精神および教育の基本理念に基づき体系的に展開されており、理念・使命・目的と大学運営が有機的に結び付いている。本学は、2027 年ビジョンの達成に向けた取組みを通じて、建学の精神を時代に即して発展的に体现し、社会的責務を果たす大学としての機能強化を図っている。

2. 大学の使命・目的

・本学は、建学の精神である「人間味豊かな産業人の育成」に基づき、その使命および目的を久留米工業大学学則（以下「学則」という。）に明確に定めている。学則第1条においては、「本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く工業に関する専門の学術を教授、研究し、教養ある社会人を育成することを目的とする。」と規定しており、教育・研究を通じて社会に貢献する人材の育成を本学の基本的使命としている。

・また、大学院における使命および目的については、久留米工業大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第2条において、「本学大学院は、学部における一般的並びに専門的な学識経験の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。」と定めている。これにより、本学大学院は、高度な専門性と研究能力を備え、社会や産業界の多様な要請に応え得る高度専門人材の養成を使命としている。

・さらに、本学では、大学全体の使命・目的を具体化するため、工学部各学科の教育研究上の目的を学則第3条の2に、大学院各専攻の人材養成の目的を大学院学則第6条の2にそれぞれ明示している。

2.1 工学部

(1) 機械システム工学科

・機械工学及びIT（情報技術）に関する基礎知識の修得のための実験・実習・演習に重点を置いた実践的な教育を行い、モノづくりに必要な応用力のある技術者を育成することを目的とする。

(2) 交通機械工学科

・自動車や航空宇宙機の設計開発・製造及び整備技術に関して理論と実践の調和のとれた教育を行い、自動運転や人工知能などの先進的なモビリティ技術にも対応できる知識と応用力のある技術者を育成することを目的とする。

(3) 建築・設備工学科

・建築の機能性、安全性、快適性、デザイン性について総合的な教育を行い、建築、建築設備、インテリアに関する高い専門的知識を持つ技術者を育成することを目的とする。

(4) 情報ネットワーク工学科

・情報技術の基礎知識を修得し、応用力を養う実習・演習を重視した教育を行い、情報システムの構築及び多様な分野への適用に関して実践力のある技術者を育成することを目的とする。

(5) 教育創造工学科

・工学の基礎知識の上に、理科、数学の専門分野に応じて実験・演習に重点を置いた教育を行い、理数科の教育に関して興味や面白さが伝えられる実践力のある教員を育成することを目的とする。

2. 2 大学院工学研究科修士課程

(1) エネルギーシステム工学専攻

・エネルギー資源開発、エネルギー変換技術、新エネルギー、省エネルギー技術、建築環境工学、建築環境計画、サステナブル建築構造、リサイクル技術における研究能力、又はエネルギー総合システム技術を有する高度専門技術者を育成することを目的とする。

(2) 電子情報システム工学専攻

・電子回路・知能制御工学、情報・計算機システム工学に関わる研究、開発、設計及び生産技術などに対応できる高度電子情報専門技術者を育成することを目的とする。

(3) モビリティシステム工学専攻

・先進自動車技術、電子制御技術等に関わる研究、開発、設計及び生産技術などに対応できる高度自動車専門技術者を育成することを目的とする。

・以上のように、本学の使命および目的は、関係法令および学内規程に基づき明確に定義されるとともに、建学の精神および教育理念と整合した形で、学部・大学院の教育研究活動に具体化されている。

3. 久留米工業大学の個性・特色

・本学は、久留米工業学園短期大学（昭和 41（1966）年 4 月開設）を前身として、昭和 51（1976）年 4 月に工学部 3 学科（機械工学科、交通機械工学科、建築設備工学科）により設置された。令和 7（2025）年度には、短期大学開設から 60 年目、大学開設から 50 年目を迎えた。この間、福岡県南部における唯一の理工系大学として、地域産業を支える実践的技術者の育成に一貫して取り組んできた。

・本学の個性・特色は、建学の精神である「人間味豊かな産業人の育成」を基軸に、教育内容、教育体制および地域連携の各側面において具体化されており、以下の 5 点に整理される。

(1) 全国的にもユニークな特色を持つ学科

・全国的な知名度は決して高くはないが、その教育の質と独自の取組みにおいて、一定の評価を得ている「スニーク（隠れた実力校）」としての側面を有している。その魅力は、単なる就職支援や資格取得にとどまらず、学生一人ひとりの成長を丁寧に支援する教育環境、ユニークかつ実践的な学科構成、そして最先端技術を取入れた教育

展開にある。本学の建学の精神である「人間味豊かな産業人の育成」のもと、知識や技能のみならず、協調性・倫理観・創造力を備えた実践的技術者の養成を重視する。これはまさに「ストーリーの、真ん中に。」という久留米工業大学のキャッチコピーに象徴されるものであり、学生一人ひとりが自らの物語の主人公となり、キャンパスでの学びを通して未来を切り拓くことを意味する。

＜ユニークかつ全国的にも注目される学科編成＞

久留米工業大学では、以下のような全国でも数少ない、もしくは特色ある学科を設置しており、分野横断的・実践的な学びを提供している。

● 機械システム工学科

最先端のロボット技術や 3D 設計、製造システムを学ぶ実践重視のカリキュラム。

● 交通機械工学科

自動車・モビリティ分野に特化した全国的にも希少な学科で、カーメカトロニクス、モビリティ DX などに対応。

● 建築・設備工学科

建築設計と環境設備工学を融合し、持続可能な建築・都市づくりを実践的に学ぶ。

● 情報ネットワーク工学科

AI・IoT・セキュリティを含む幅広い情報技術を学び、デジタル社会を支える人材を育成。

● 教育創造工学科

全国的にも珍しい、理工系×教育に特化した学科。工学的視点から教員を目指す学生に対応し、教育現場に即応できるスキルと人間力を育てる。これらの学科は、時代の要請に応えるべく設計されており、「工学」という共通軸を持ちながらも、それぞれが明確な専門性と社会的意義を持っている。

(2) 学生と教職員の距離が近い、きめ細かな教育・学生支援体制

・本学は、工学部入学定員 320 名、大学院修士課程入学定員 30 名の小規模大学であり、学生と教職員の距離が近く、温かな雰囲気にも包まれた教育環境を有している。少人数教育を基本とし、少人数セミナーをはじめとする個別指導を重視し、初年次から卒業に至るまで、学生一人ひとりの学修状況や特性に応じたきめ細かな指導を行っている。また、クラブ活動、学園祭、学友会活動、ボランティア活動などの課外活動においても、学生の主体的な参画を促すとともに、教職員がこれを支援する体制を整えている。こうした学内全体での支援により、学生は安心して大学生活を送りながら、人間性や協調性を育むことができる環境が形成されている。

(3) 実践的ものづくり能力の育成

・本学では、実践的な「ものづくり教育」を教育の柱に位置づけ、学生が主体的に課題へ取り組むことのできる学修環境の充実に努めている。その中核施設として、平成21（2009）年7月に竣工した「ものづくりセンター」を設置し、現在に至るまで実践教育の拠点として活用している。同センターには、金属旋盤やフライス盤、大型サンドブラスト装置、溶接機、3Dプリンター、レーザーカッターなど、多様な工作機器を整備しており、正課授業や卒業研究のみならず、課外活動や学生の自主的なプロジェクトにも幅広く開放している。これらの施設・設備は、教員及び技術スタッフによる継続的かつ丁寧な指導・支援体制のもとで運用されており、学生の実践的な技能の習得を支えている。また、近年は、カリキュラム全体を通じてPBL（課題解決型学習）やアクティブラーニングを体系的に導入するとともに、地域企業等と連携した共同プロジェクトを積極的に展開している。例えば、地域企業と協働した製品改良の提案や、AI・IoT技術を活用した新たなものづくりの可能性を探究する実践型授業を実施するなど、実社会との接点を意識した学修機会を提供している。こうした取り組みを通じて、学生が実践的な課題解決能力や創造力を養い、次代を担う技術者として必要な知識・技能・態度を身に付けられるよう、人材育成を推進している。

（4）特色ある地域課題解決型教育の実施

・本学は、地域に根ざした大学としての使命のもと、工学系大学としての強みである「ものづくり教育」やAI技術を活用し、学生が地域社会の課題解決に主体的に関わる「地域課題解決型教育」を推進している。少人数制による柔軟な教育体制のもと、学生一人ひとりが自らの学修に主体的に向き合い、大学生生活の“物語の主人公”として納得感のある学びを深めることができる環境を整えている。

・本学のAI教育は、1年次必修科目「AI概論」により基礎的な知識を修得し、2年前期の必修科目「AI活用演習」において応用的な活用力を養うなど、基礎から応用へと段階的・体系的に構成されている。これらの学修を基盤として、地域連携科目、インターンシップ、ものづくりプロジェクト等、地域と実践的に関わる教育活動へと発展させている。

・特に「地域課題解決型PBL（Project Based Learning）」では、自治体、医療、教育、農業等の現場が抱える具体的課題を題材とし、学科の枠を越えた学生チームがAI技術を活用して解決に取り組んでいる。キュウリの品質評価アプリやストーマ装具選定AIの開発など、地域ニーズに即した多様な成果が生まれており、学生の実践力と課題解決力の向上に大きく寄与している。

・これらのAI教育・地域課題解決型教育の取り組みは、文部科学省の認定制度において、私立大学として唯一「リテラシー」及び「応用基礎」の両レベルで“プラス認定”を取得しているほか、日本工学教育賞をはじめとする多数の教育賞を受賞している。これらの実績は、本学の教育内容の質の高さと先進性が、学外からも高く評価されていることを示すものである。

（5）体系的なキャリア教育に基づく就業力の育成

・本学では、特色ある学科編成と体系的なキャリア教育を基盤として、毎年90%を超える高い就職率を安定的に維持しており、その実績は九州平均および全国平均を継続

して上回っている。これらの成果は、単なる就職支援にとどまらず、質の高いキャリア形成を重視した教育カリキュラムの成果であるといえる。

- ・その中核として、1年次から3年次の学生を対象に「就業力育成科目」を必修化し、早期から職業観の涵養を図るとともに、社会・経済・企業動向への理解を深めている。あわせて、コミュニケーション能力や言語運用能力の向上、自己理解の深化、就職試験対策に至るまで、段階的かつ体系的なキャリア教育を展開している。

- ・さらに、専門的な就職支援を担う「キャリアサポートセンター（就職課）」では、学科と連携しながら、学生一人ひとりの進路希望や適性に寄り添った個別相談、エントリーシートの添削指導、学内企業説明会、インターンシップ支援など、多角的で継続的な支援体制を整えている。

- ・加えて、企業ニーズに即応した就業力の育成を目的として、SPI 模試の実施、遠方企業への挑戦を後押しする交通費支援など、実践的かつ手厚い支援を行っている。これらの取組みにより、学生は自信をもって就職活動に臨むとともに、企業から評価される即戦力人材としての能力を着実に身に付けている。

Ⅱ. 沿革

昭和 33(1958)年 8 月	学校法人久留米工業学園として設立認可
昭和 39(1964)年 2 月	久留米工業学園短期大学設置を理事会で決定
昭和 41(1966)年 2 月	久留米工業学園短期大学校舎完成 (1 号館)
昭和 41(1966)年 4 月	久留米工業学園短期大学を設置
昭和 41(1966)年 5 月	久留米工業学園短期大学実習場完成
昭和 44(1969)年 4 月	久留米工業学園短期大学 2 号館完成
昭和 45(1970)年 4 月	久留米工業学園短期大学に専攻科自動車工業専攻を設置
昭和 48(1973)年 3 月	久留米工業学園短期大学本館 3 号館完成
昭和 48(1973)年 4 月	久留米工業学園短期大学に設備工学科を設置
昭和 51(1976)年 1 月	法人名を学校法人久留米工業大学に変更
昭和 51(1976)年 4 月	久留米工業大学に工学部を設置
昭和 52(1977)年 4 月	久留米工業大学に別科自動車工業専修を設置
昭和 53(1978)年 4 月	久留米工業大学に別科自動車機械専修を設置
昭和 53(1978)年 11 月	学校法人久留米工業大学創立 20 周年記念式典
昭和 54(1979)年 2 月	久留米工業大学情報処理センター完成
昭和 54(1979)年 6 月	久留米工業学園短期大学を廃止
昭和 60(1985)年 4 月	工学部に電子情報工学科設置
昭和 61(1986)年 5 月	知能工学研究所を開設
平成 4(1992)年 4 月	整備技術教育センター完成 (中尾山校舎)
平成 4(1992)年 7 月	本学本館完成
平成 6(1994)年 6 月	実験棟 A、B 完成
平成 6(1994)年 7 月	大学院設置認可申請書提出
平成 7(1995)年 4 月	大学院工学研究科修士課程設置

久留米工業大学

平成 13(2001)年 4 月	3 年次編入制度導入
平成 14(2002)年 4 月	工学部に環境共生工学科を設置
平成 15(2003)年 3 月	知能工学研究所を廃止
平成 16(2004)年 6 月	久留米市内大学等单位互換に関する協定締結
平成 16(2004)年 12 月	大韓民国馬山大学との学術交流協定締結
平成 17(2005)年 4 月	工学部の各学科に専攻制導入
平成 17(2005)年 6 月	学校法人久留米工業大学創立 40 周年記念式典
平成 19(2007)年 4 月	工学部に教育創造工学科を設置
平成 19(2007)年 5 月	一級自動車整備技術教育センターを開設
平成 19(2007)年 9 月	(財) 日本自動車研究所との学術交流協定締結
平成 20(2008)年 8 月	大韓民国永進専門大学との学術交流協定締結
平成 21(2009)年 3 月	別科自動車工業専修を廃止
平成 21(2009)年 4 月	地域連携推進室を設置
平成 21(2009)年 4 月	学習支援センターを開設
平成 21(2009)年 6 月	中国瀋陽理工大学との学術交流協定締結
平成 21(2009)年 9 月	ものづくりセンターを開設
平成 22(2010)年 10 月	中国瀋陽大学との学術交流協定締結
平成 24(2012)年 4 月	キャリアサポートセンターを開設
平成 25(2013)年 9 月	図書館閲覧室にラーニングコモンズを設置
平成 26(2014)年 3 月	工学部環境共生工学科を廃止
平成 26(2014)年 4 月	学術情報センターを設置 (図書館と情報館を統合)
平成 26(2014)年 5 月	国立モンゴル科学技術大学との学術交流協定締結
平成 26(2014)年 7 月	地域連携センターを設置 (地域連携推進室とものづくりセンター統合)

久留米工業大学

平成 27(2015)年 3 月	100 号館（テクノみらい館）完成
平成 27(2015)年 6 月	タイ国ラジャマンガラ工科大学と学術交流協定締結
平成 27(2015)年 6 月	タイ国カセサート大学と学術交流協定締結
平成 27(2015)年 11 月	学校法人久留米工業大学創立 50 周年記念式典
平成 27(2015)年 11 月	インテリジェント・モビリティ研究所を開設
平成 28(2016)年 4 月	基幹教育センター設置、IR 推進センター設置
平成 28(2016)年 11 月	インド国ラジャギリ工業技術大学と国際学術交流協定締結
平成 29(2017)年 4 月	羽衣国際大学と包括連携協定締結
平成 29(2017)年 5 月	神奈川工科大学と包括的連携協定締結
平成 29(2017)年 6 月	久留米工業高等専門学校と連携・協力に関する覚書締結
平成 29(2017)年 8 月	中国安徽外国語学院と国際学術交流協定締結
平成 29(2017)年 11 月	久留米大学と大学間連携協定締結
平成 31(2019)年 3 月	航空宇宙実習棟完成
令和 2(2020)年 4 月	AI 応用研究所を開設
令和 4(2022)年 4 月	自動車システム工学専攻をモビリティシステム工学専攻に名称変更
令和 7(2025)年 4 月	200 号館（L ベース）及び交流棟（COM-RIDGE）設置

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①学内外への周知

・本学の建学の精神、教育理念、使命・目的および教育目的については、学則および学生便覧をはじめ、本学ホームページ、大学案内、広報誌「Fan」等に明示しており、教職員、在学生、保護者、高校生、卒業生、さらには社会一般に至るまで、全てのステークホルダーに対して多層的かつ継続的な周知を図っている。【資料 1-1-1】 【資料 1-1-2】 【資料 1-1-3】 【資料 1-1-4】 【資料 1-1-5】

また、学内においては、本館 2 階事務フロア、本館 4 階ホールおよび体育館に、「建学の精神」および「教育理念」を掲示し、学生および教職員が日常的に目にする環境を整えることで、理念の理解と意識の浸透を継続的に促している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】久留米工業大学学則 第 3 条の 2（教育研究の目的）

【資料 1-1-2】2025 学生便覧（6 ページ）

【資料 1-1-3】大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

（大学案内⇒大学概要⇒建学の精神・教育理念・目的・ビジョン）

【資料 1-1-4】久留米工業大学 2025 大学案内

【資料 1-1-5】「Fan」Vol.8 表紙

1-1-②中期的な計画への反映

・本学は、建学の精神に基づき、「第 1 次実施計画（2013 年度～2018 年度）」から続く継続的な計画策定を行っており、現在は「第 3 次中期計画（2022 年度～2027 年度）」に基づき、本学の使命・目的を具体化している【資料 1-1-6】。

・さらに令和 6（2024）年度には、令和 7（2025）年度から令和 9（2027）年度を期間とする「第三次後期実施計画」を策定した。この計画では、「社会課題解決と地域貢献」を社会貢献ビジョンに掲げ、その達成に向けたアクションプランとして、産学官連携の推進や、地域ニーズの高い AI 人材・半導体人材の育成を具体的に盛り込んでい

る。これにより、地域社会の技術基盤としての役割を果たすとともに、中長期的な視点から本学の教育研究上の目的を具体的な事業計画へと確実に反映させている。【資料 1-1-7】 【資料 1-1-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-6】 第 3 次中期計画（2022 年度～2027 年度）

【資料 1-1-7】 「第 3 次中期計画」後期実施計画書

【資料 1-1-8】 理事会議事録

1-1-③三つのポリシーへの反映

・大学の使命・目的を達成するための具体的な方策として、3 つのポリシーを定めている。

1) 工学部

【ディプロマ・ポリシー】

・本学の建学の精神「人間味豊かな産業人の育成」および教育理念「知・情・意」を具現化するため、ディプロマ・ポリシーの冒頭において「深く工学に関する専門の学術を教授、研究し、幅広い教養を身につけた社会人の育成」を目的として明示している。これにより、学則第 1 条に規定する目的が卒業時の到達目標として明確に反映されている。【資料 1-1-9】 【資料 1-1-10】

【カリキュラム・ポリシー】

・ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するため、入学してくる多様な学生に対して共通教育および専門教育を体系的に編成し、講義・演習・実験・実習を適切に組み合わせることを定めている。特に建学の精神に基づき、技術者倫理や実践的な工学技術を修得させるカリキュラム構成としている【資料 1-1-11】。

【アドミッション・ポリシー】

・建学の精神に共感し、主体的に社会課題の解決に取り組む意欲を持つ人物を国内外から受け入れることを謳っている。求める学生像として「工学分野の知識・技術を用いて将来活躍したい人」および「他者と協働できる資質」を必須として示しており、教育目的の達成に向けた入り口の基準が明確に設定されている【資料 1-1-12】。

2) 大学院工学研究科修士課程

【ディプロマ・ポリシー】

・本学大学院は、建学の精神「人間味豊かな産業人の育成」および教育理念「知・情・意」を実現することを意図し、学則第2条に規定する「広い視野に立って深い学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度な能力を養う」ことを学位授与の根幹としている。具体的には、本学独自の教育目標に基づき編成されたカリキュラムを通じて、高度な専門技術に加え、技術者としての高い倫理観と修得した専門知を社会実装へと繋げる「実践的な産業人」としての能力を備えた学生に対し、修士論文の審査及び最終試験を経て修士（工学）の学位を授与している。各項目には、学部教育で培った「人間味」を基盤としつつ、より高度な専門職として社会に貢献する意欲と能力が明確に反映されている。【資料 1-1-13】【資料 1-1-14】

〔カリキュラム・ポリシー〕

・ディプロマ・ポリシーで掲げた高度な専門性と実践力を保証するため、以下の4つの方針に基づき、学修者本位の教育課程を体系的に編成している。

1. **高度な専門性と多角的な視野の育成**：学部教育の成果を基盤とし、専門領域を深化させると同時に、他分野に対する幅広い理解と高い倫理性、国際的視野を身に付けさせる。特に、「**6年一貫教育**」の観点から学部4年生からの大学院科目履修制度を充実させ、教育の連続性を確保している。
2. **理論と実践の連動**：講義、演習、実験・実習を効果的に連携させ、基礎から応用、さらには社会実装を見据えた高度な専門知識を段階的に修得させる。
3. **主体的・能動的な学修の推進**：学生の主体的・能動的な研究活動を促すため、産学連携によるPBL（課題解決型学習）や、企業と連携した「有償コオプ教育」を導入し、学修成果を多面的に評価する体制を整えている。また、高度なコミュニケーション能力とグローバル社会への対応力を養うための英語教育を共通科目として配置している。
4. **高度AI教育の社会還元**：副専攻プログラムとして「地域課題解決型高度AI教育プログラム」を設置し、様々な角度から数理・データサイエンス・AIを駆使して地域課題を解決できる実践的な能力を養わせる。【資料 1-1-15】

〔アドミッション・ポリシー〕

・本学の建学の精神に共感し、「知・情・意の調和のとれた実践的教育」を通じて自己を研鑽する意欲を持つ人物を広く受け入れている。求める学生像として、学部における基礎的・専門的学力を有し、「ものづくり」に対する強い探究心と、高度な技術を用いて社会の諸課題を解決したいという明確な意志を持った人物を重視している。さらに、社会人の学び直し（リカレント教育）のニーズにも対応し、多様なバックグラウンドを持つ学生を受け入れることで、学際的な教育研究環境の活性化を図っている。【資料 1-1-16】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 1-1-9】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>
(大学案内⇒3 つのポリシー⇒工学部のディプロマ・ポリシー)
- 【資料 1-1-10】 久留米工業大学学則第 1 条 (目的及び使命)
- 【資料 1-1-11】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>
(大学案内⇒3 つのポリシー⇒工学部のカリキュラム・ポリシー)
- 【資料 1-1-12】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>
(大学案内⇒3 つのポリシー⇒工学部のアドミッション・ポリシー)
- 【資料 1-1-13】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>
(大学案内⇒3 つのポリシー⇒大学院のディプロマ・ポリシー)
- 【資料 1-1-14】 久留米工業大学大学院学則第 2 条 (大学院目的)
- 【資料 1-1-15】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>
(大学案内⇒3 つのポリシー⇒大学院のカリキュラム・ポリシー)
- 【資料 1-1-16】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>
(大学案内⇒3 つのポリシー⇒大学院のアドミッション・ポリシー)

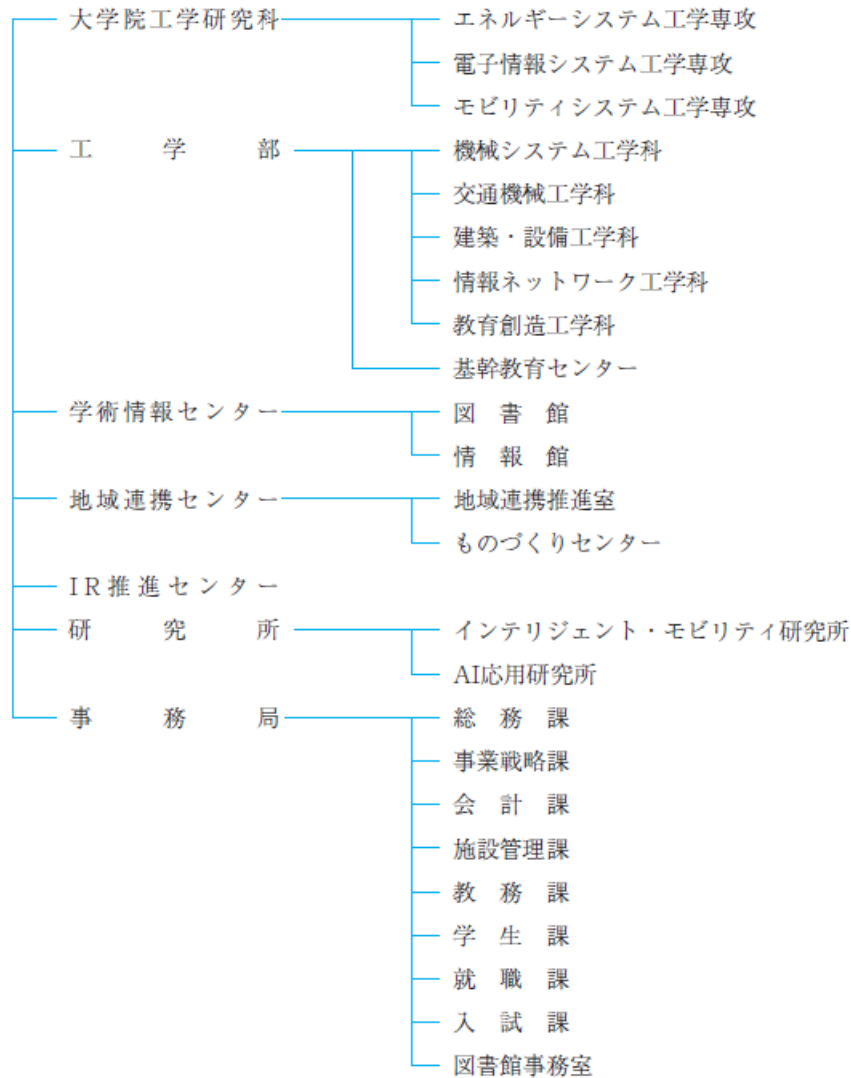
1-1-④教育研究組織の構成との整合性

・ 本学の教育研究上の目的は、学則第 3 条の 2 および大学院学則第 6 条の 2 に定められており、これらの目的を達成するための教育研究組織として、工学部に 5 学科、大学院工学研究科に 3 専攻を設置し、体系的な教育体制を構築している。

・ また、大学設置基準に基づき学術情報センター（図書館・情報館）および地域連携センターを設置するとともに、キャリアサポートセンターや基幹教育センターを通じて入学から卒業までの一貫した学生支援体制を整備している。さらに、インテリジェント・モビリティ研究所や AI 応用研究所等は、学生に実践的なものづくりの場を提供するとともに、「地域の技術基盤」としての拠点を形成しており、本学の使命・目的の具現化に必要不可欠な組織として機能している。これらの組織構成は、本学の使命・目的および教育目的に照らして極めて整合性の高いものである。なお、詳細な組織体制については、「図 1-2-1」に示す。

図 1－2－1

久留米工業大学組織



1-1-⑤変化への対応

・本学では、社会情勢の変化や将来の技術的・産業的ニーズを的確に捉え、柔軟かつ積極的に対応を進めている。その一環として、文部科学省の「大学・高専機能強化支援事業（支援1）」に選定されたことを受け、情報ネットワーク工学科における入学定員の増加を申請し、認可を受けた。これにより、令和8（2026）年度より同学科の入学

定員は 90 名から 110 名へと拡充され、コース改編を行うことが決定している。【資料 1-1-17】

・これは、急速に進展する情報通信技術（ICT）の発展や、Society 5.0 の実現に向けた社会全体の構造的変革に即応するためであり、これからの時代に求められる高度なデジタル人材の育成を強化するものである。特に、同分野における教育内容の充実と定員増は、地域社会および産業界におけるニーズに応えると同時に、持続可能な社会の実現に貢献し得る人材を育成するための重要な施策として位置づけている。

・これらの取組みは、本学の建学の精神である「人間味豊かな産業人の育成」に深く根ざしたものである。技術力だけでなく、豊かな人間性と倫理観を備え、社会課題に対して主体的かつ創造的に関わることのできる人材の育成を目指しており、今後も本学は変化の激しい時代の中で、教育機関としての社会的使命を継続的に果たしていく方針である。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-17】 認可書（久留米工業大学 収容定員増加）

【基準 1 の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

・本学は、建学の精神及び教育理念を学則、学生便覧、大学案内、ホームページ等を通じて学内外に広く周知し、理解を得ている。また、中期計画を段階的に策定・実施し、使命・目的を計画的に教育活動へ反映させている。三つのポリシーにおいては理念を明確に反映させ、学部・大学院を通じた一貫性ある教育体系を構築している。

・特色ある取組みとして、社会的要請に即応し、文部科学省「大学・高専機能強化支援事業」の選定を受けて、情報ネットワーク工学科の入学定員増（90 名から 110 名へ）の認可を受けた。これに伴い、高度デジタル人材育成を加速させるためのコース改編を計画している。また、全学で展開する「地域課題解決型 AI 教育プログラム」は、文部科学省の MDASH（リテラシー・応用基礎）の両レベルで「+」に認定されており、他大学に先駆けた先進的な教育研究体制を整備している点は、本学の大きな特色である。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

・自己点検・評価及び外部評価においては、三つのポリシーを起点とした本学独自の教育組織への反映が評価された一方、学生の成長を可視化するためのポートフォリオの活用、及び学修成果を多面的に検証するための具体的な成果指標の体系化が十分ではないとの指摘があった。

・また、外部評価委員からは、「全学生が AI の素養を身に付ける『AI-ready University』としての個性をより強く打ち出し、大学の『尖り』を明確にすべき」との提言を受けている。これを踏まえ、今後は高度なデジタル人材育成のための組織改

編や、退学率低減に向けた抜本的なカリキュラム改善など、外部の視点を取入れた持続的な対応策の策定が重要な課題となっている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

・本学は、「第3次後期実施計画（R7～R9）」において、教育・研究成果を客観的に検証する成果指標（KPI）の整備を継続している。具体的な改善として、社会的要請に即応し、情報ネットワーク工学科の入学定員増（令和8（2026）年度より110名へ拡充）の認可を受け、教育内容を充実させるためのコース改編を推進している。また、文部科学省のMDASH（リテラシー・応用基礎）の両レベルで「+」認定を受けたAI教育プログラムを全学的に展開し、社会的要請に応える教育実践を拡充している。

・今後は、外部評価委員の提言を真摯に受け止め、「学生一人ひとりの成長ストーリー」を可視化・自覚化させる仕組みを強化する。あわせて、喫緊の課題である退学率低減に向けた抜本的な改善や、教育研究の質保証を一層強化する方針である。これらの活動を通じて、社会的変化に即応した教育課程編成の機動性を維持し、本学の使命・目的の達成度を可視化し、学内外への発信を強化していく。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

1. 内部質保証に関する全学的な方針

・本学における内部質保証に関する全学的な方針は、学則第 2 条および大学院学則第 3 条に基づき、教育研究活動全般について自律的かつ継続的な点検・評価を行い、その結果を改善・向上につなげることを基本として明文化されている。【資料 2-1-1】

【資料 2-1-2】

・本学では、教育研究活動等の適切性及び有効性を検証し、継続的な改善・向上を図るため、「内部質保証に関する基本方針」を定めている。また、学長のリーダーシップの下、恒常的な推進体制を整備し、自己点検・評価、学外関係者の意見、学生アンケート等を活用した PDCA サイクルを全学的に運用している。【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】

2. 責任体制と内部質保証を推進する 3 つの柱

・上記基本方針に基づき、学長を最高責任者、企画会議を中核とする実効性のある内部質保証体制を、以下の 3 つの柱で整備している。この体制下では、資料 2-2-1 に示す『10 段階の具体的プロセス』に基づき、評価結果の報告から改善指示、実行、最終報告に至るまで、各組織の権限と実行責任が体系化されている。

(1) 中期的な計画を踏まえた大学全体の質保証

ア 企画会議

学長の最高諮問機関である「企画会議」を内部質保証の中核組織として位置づけ、本学の中期的な計画に基づく全学的な質保証体制を構築している。

- 役割と責任： 本会議は学長が議長を務め、中期的な計画および年度ごとの実施計画を策定・審議・決定し、各組織に対して具体的な改善指示を行う意思決定機関としての責任を負っている。
- 体制の特長： 学長自らが委員長を務める「自己点検・評価委員会」の検証結果を直接本会議の審議へ持ち込むことで、課題把握から改善方針の決定、予算・事業計画への反映に至るプロセスを停滞なく遂行しており、教育と経営を有機的に結び付けた機動的な大学運営を実現している。
- 法人・経営との連携： 大学全体の改善を中期的な視点から円滑に進めるため、法人本部より事務局長および監事が構成員として参画し、教学マネジメントと法人経営を架橋する立場から運営に関する意思決定に関与している。実施計画の進捗状況は定期的に法人本部へ報告され、その分析結果が法人全体の中期的

な計画の見直しや次年度のリソース配分に確実に活用される体制となっている。【資料 2-1-5】

イ 自己点検・評価委員会

学則第 2 条に基づき、企画会議の下部組織として、全学の活動を客観的に検証する「自己点検・評価委員会」を設置している。

- 役割と責任： 委員会は、年度実施計画に基づき、教育・研究・社会貢献等の諸活動について、各組織と連携して点検・評価を行う。全学の状況を客観的に検証し、必要な改善事項を総括して企画会議へ具申（報告）する責任を負い、実質的な評価機能を担っている。
- 責任体制の明確化： 学長が委員長を務めることで、全学の活動状況をトップが直接把握し、評価結果を迅速かつ確実に企画会議での改善指示へと直結させる責任体制を構築している。
- PDCA の担保： ここで総括された改善事項は、即座に企画会議の審議に付され、次年度の実施計画へと確実に反映される仕組みとなっており、評価結果が形骸化しない実効性ある PDCA サイクルを担保している。【資料 2-1-6】

（2） 教育の質保証に関する内部質保証

・各学科・各専攻、および教育改革推進委員会が、三つのポリシーを起点として教育課程、学生受入れ、学生支援、学修環境の点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価委員会へ報告する仕組みを運用している。【資料 2-1-7】

（3） 学外からの意見を取入れた内部質保証

・内部質保証の客観性と透明性を高めるため、平成 28（2016）年度より学外有識者による「教育研究推進外部評価委員会」を設置している。同委員会による評価結果は学長へ報告された後、企画会議での審議を経て各組織へ展開され、次年度の実施計画へ確実に反映される仕組みとなっており、学外の視点を大学運営の改善に直結させる体制を確立している。【資料 2-1-8】 【資料 2-1-9】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】 久留米工業大学 学則第 2 条（認証評価）

【資料 2-1-2】 久留米工業大学 大学院学則第 3 条（認証評価）

【資料 2-1-3】 久留米工業大学 内部質保証に関する基本方針

【資料 2-1-4】 久留米工業大学 内部質保証システム体系図

【資料 2-1-5】 久留米工業大学 企画会議規程

【資料 2-1-6】 久留米工業大学 自己点検・評価委員会規程

【資料 2-1-7】 久留米工業大学 教育改革推進委員会規程

【資料 2-1-8】 久留米工業大学 教育研究推進外部評価委員会規程

【資料 2-1-9】 令和 7 年度久留米工業大学教育研究推進外部評価委員会報告書

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

1. 自己点検・評価の実施体制と具体的プロセス

・本学では「内部質保証に関する基本方針」に基づき、学長を最高責任者とする組織体制及び責任体制で毎年度自律的な自己点検・評価を実施している。具体的な点検・評価の流れは、以下の 10 段階のプロセスを経て、改善が次年度計画に確実に反映される仕組みとなっている。【資料 2-2-1】

1. 学長は、自己点検・評価の実施を企画会議に依頼する。
2. 企画会議は、実施方針に基づき、自己点検・評価委員会に実施を指示する。
3. 自己点検・評価委員会は、学科・専攻・事務局等の各組織に実施を指示する。
4. 各組織は自己点検を実施し、報告書を自己点検・評価委員会に提出する。
5. 自己点検・評価委員会は各組織の報告を総括し、実施計画の達成状況と改善事項を記した「自己点検評価書」を企画会議に提出する。
6. 企画会議は内容を確認の上、学長に自己点検評価書を提出し改善事項を報告する。
7. 学長は内容を検証し、改善事項を明確にした上で企画会議に改善指示を行う。
8. 企画会議は各組織に対して、具体的な改善指示を行う。
9. 各組織は改善計画を策定し、次年度の実施計画に反映させ、その結果を企画会議に報告する。
10. 企画会議は、各組織の改善結果を学長に最終報告する。

2. エビデンスに基づく評価と外部評価の活用

・自律的な点検に加え、「教育研究推進外部評価委員会」による指摘事項については、関連する各組織において具体的な改善方策を検討し、その検討結果を企画会議に報告している。これらの内容は、企画会議での審議を経て、次年度の実施計画に反映される仕組みとなっている。

【資料 2-2-2】

3. 点検・評価結果の共有と公表

・作成された「自己点検評価書」は、各学科・専攻への周知に加え、教授会で報告することで全教職員に周知している。【資料 2-2-3】

・学外に対しては、大学公式ホームページにおいて広く一般に公開し、透明性の高い内部質保証を推進している。【資料 2-2-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】久留米工業大学内部質保証システム体系図

【資料 2-2-2】企画会議議事録

【資料 2-2-3】教授会議議事録

【資料 2-2-4】大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>

(大学案内⇒大学評価)

2-2-②IR (Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

1. IR活動の体制整備とデータの一元化

・平成 28 (2016) 年度に「IR 推進センター」を設置し、センター長および専任職員 1 名を配置して全学的な IR 活動を推進している。【資料 2-2-5】

・IR 推進センターでは、学内データの一元化と経年比較が可能な体制を構築している。具体的には、アセスメント・ポリシーに基づき、学生による授業評価アンケート、学生学修・生活アンケート、全国学生調査、学修成果の到達度についての自己評価アンケート、卒業時アンケート、卒業前・卒業生および就職先企業調査アンケートなど、入学から卒業後に至る多岐にわたるデータを一元的に管理・分析している。

・学外の IR 関連活動として、大学 IR コンソーシアムおよび大学評価コンソーシアムに加盟し、IR に関する最新の情報収集および研究報告を行っている。

2. 分析結果の共有と透明性の確保

・分析されたデータおよび基本情報は、IR 推進センター学内用ホームページにおいて教職員に共有し、周知を図っている。【資料 2-2-6】

・また、大学の基本情報は「久留米工業大学 Fact Book」として学外へ広く公開しており、内部質保証の客観性と透明性を担保している。【資料 2-2-7】

3. エビデンスに基づく改善の実質化 (機能性)

・IR 推進センターが分析した多岐にわたるデータは、教育改革推進委員会において詳細な報告が行われ、具体的な学修支援やカリキュラム改善の検討材料として活用されている。【資料 2-2-8】

・これらの分析結果は教授会においても全教職員に共有されており、データに基づき全学一丸となって質向上に取り組む基盤となっている。

・さらに、教育改革推進委員会での検討を経て集約された課題や改善案は、内部質保証の中核である企画会議へと報告・接続されることで、中期的な計画の進捗管理や資源配分の根拠として実質的に機能している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-5】久留米工業大学 IR 推進センター規程

【資料 2-2-6】IR 推進センター学内用ホーム TOP ページ写し (PDF)

【資料 2-2-7】久留米工業大学ファクトブック 2025

<https://public.tableau.com/app/profile/kitir/vizzes>

【資料 2-2-8】令和 7 (2025) 年度第 1 回教育改革推進委員会議事録

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

・本学では、学生の意見・要望を把握し、教育研究及び大学運営の改善・向上に反映するため、授業評価アンケート、各種調査、学生との対話機会及び相談窓口等を通じた多面的な意見収集体制を整備している。

・毎年度、全学的に「学生による授業評価アンケート」を実施している。このアンケートには、シラバスや授業内容の理解度に加え、ディプロマ・ポリシー（DP）に掲げる資質・能力の修得状況を学生自身が振り返る項目を設けている。集計結果は各教員へフィードバックされ、教員が作成する「フィードバックシート」を通じて授業改善に活用している。また、学生の学修状況やニーズの把握にも役立てている。【資料 2-3-1】

・さらに、各学科・専攻の学生代表者が参画する「学生・教職員教育改善部会」を設置し、カリキュラム内容、学修支援、施設・設備等に関する意見や要望を直接聴取している。聴取した内容については関係部署で検討を行い、教育環境や学生支援体制の改善に活用している。例えば令和 6（2024）年度の同部会において、「入学時に卒業生の就職先や内定企業に関する情報を提供してほしい」との要望があり、令和 7（2025）年度入学生オリエンテーションにおいて、内定企業名や就職実績に関する資料を配布するよう改善した。また、「学生食堂の営業時間延長や混雑緩和を図ってほしい」との要望を受け、令和 7（2025）年度に学生食堂運營業者の見直しを行い、プロポーザル方式による業者選定を実施した。その結果、令和 8（2026）年 4 月から新たな事業者による学生食堂の運営を開始しており、学生の意見を踏まえたサービス向上に取り組んでいる。【資料 2-3-2】 【資料 2-3-3】

・また、全学年を対象とした「学修成果の到達度についての自己評価アンケート」及び卒業・修了予定者を対象とした「卒業前アンケート」を実施している。アンケート結果は IR 推進センターにおいて分析し、教育改革推進委員会へ報告している。分析結果は教育課程や学修支援体制の改善・充実に向けた検討資料として活用している。

【資料 2-3-4】 【資料 2-3-5】 【資料 2-3-6】

・学生生活に関する意見・要望については、学生相談室や医務室において臨床心理士、社会福祉士及び看護師が相談業務を行っている。相談内容は学生厚生委員会に報告するとともに、各学科のクラス担任及び学生課と連携して対応し、学生支援の改善に活用している。

・経済的支援を必要とする学生に対しては、学生課を相談窓口として個々の状況把握に努めるとともに、必要に応じて各種奨学金制度等を案内し、学生の修学継続を支援している。

・加えて、学内に設置している「KIT かなう箱」及び「KIT かなう箱（WEB 版）」を通じて、学生からの意見・要望を随時受け付けている。寄せられた意見については関係部署において検討し、対応状況を学生へ周知するなど、大学運営及び学生サービスの改善につなげている。

・さらに、学生のみならず保護者の意見・要望を把握するため、毎年度保護者懇談会を開催している。令和 7（2025）年度は本学を含む 4 会場で大学の近況報告及び個人面談を実施し、学生生活、奨学金、学納金及び就職に関する相談を受け付けた。得られた意見や要望は、学生支援及び大学運営の改善に活用している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-1】令和 7（2025）年度学生による授業評価アンケート項目
及び QR コード

【資料 2-3-2】久留米工業大学学生・教職員教育改善部会会則

【資料 2-3-3】令和 7（2025）年度第 1 回学生・教職員教育改善部会議事録

【資料 2-3-4】令和 7（2025）年度学修成果の到達度についての
自己評価アンケートフォーム

【資料 2-3-5】令和 7（2025）年度卒業生・修了生アンケート用紙・結果

【資料 2-3-6】令和 7（2025）年度第 1 回教育改革推進委員会議事録

2-3-②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

1. 学外関係者との多層的な意見交換体制

・本学は、多様な学外関係者の視点を教育研究および大学運営の改善に反映させるため、以下の多層的な仕組みを整備している。

・中核組織：教育研究推進外部評価委員会

自治体（久留米市）、地域産業界（商工会議所、地元企業）、高等学校長、教育関連機関等の外部委員で構成し、教育・研究・社会貢献・大学運営の全般にわたり、客観的な講評と項目別の具体的指摘を受ける体制である。得られた指摘・提案は、内部質保証の責任組織である企画会議において基準別に整理・方針化し、教育・研究・産学連携・国際化の各推進委員会へ展開して具体的改善策の立案・実施につなげ、翌年度の外部評価委員会にて対応状況を最終報告する PDCA を確立している。【資料 2-3-7】

・保護者との連携：保護者懇談会

保護者等からの要望把握のため、例年 9 月に各地で保護者懇談会を実施している。令和 7（2025）年度は個別面談に加え、教職員および他の保護者との情報交換を目的とした自由懇談の場を設け、学生生活、奨学金、学納金、就職に関する相談への対応を行い、要望や意見を幅広く収集した。収集した意見・要望については、内容を整理・分析した上で、各学科や関係各課に共有し、学生支援や教育・就職支援の改善に向けた検討を行っている。

・ **地域・企業との連携：地域連携センター**

地域・企業からの技術相談や共同研究等の要望については、地域連携センターを窓口として継続的に受理・コーディネートし、適切な教員の紹介、公開講座・講習の企画、共同のものづくり支援等を通じて解決に当たるとともに、得られたニーズや成果を教育課程（PBL 等）やキャリア支援、研究戦略に還元している。

・これらの取組みは、大学 HP において毎年度の「教育研究推進外部評価委員会報告書」および自己点検評価書として公開し、学外の説明責任を果たしつつ、継続的改善の推進力として機能させている。

2. 外部意見に基づく改善の実効性向上

・本学の教育研究推進外部評価委員会において、「優れた教育研究内容を有しながら、外部への情報発信（発信力）が十分とは言えず、本来の強みが社会に十分に伝わっていない」との指摘もあったが、戦略的な事業企画や広報力の強化等を図るため、令和 7（2025）年 4 月より事務局内に「事業戦略課」を新設した。

・本課は、大学の実態や独自の強みを社会に対して戦略的に発信する「司令塔」としての役割を担っている。具体的にはデジタルマーケティング手法を導入し、SEO 対策やアクセス解析（閲覧数・回遊率等）に基づき、ターゲットごとに必要な情報が届くよう情報発信手法の刷新を推進している。あわせて、本学の特色である「地域課題解決型 AI 教育プログラム（PBL）」の中間報告会や成果発表会、および各種受賞実績の公開を通じ、本学の中核的なブランドとして、その教育力と「学生の成長」という学修成果をエビデンスに基づき具体的なコンテンツとして発信している。さらに、ホームページからの情報発信の質と量を強化し、プレスリリース配信サービスを利用した全国への情報発信、駅構内のデジタルサイネージ等の交通広告による地元へのリブランディングなど、多角的な外部メディア配信を開始し、幅広いステークホルダーへの情報到達とそこからの情報拡散を図り、社会的認知度とブランド力の向上に取り組んでいる。

・これらの取組みは、大学ホームページにおいて「教育研究推進外部評価委員会報告書」および自己点検評価書として公開し、社会に対する説明責任を果たすとともに、内部質保証における継続的な質向上の推進力として位置付けている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-7】久留米工業大学 教育研究推進外部評価委員会アンケート

2-3-③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、三つのポリシーを起点とした教育の内部質保証を推進するため、学科・専攻レベルと大学全体レベルを連動させた PDCA サイクルを構築している。

教育課程、学生の受入れ、学生支援及び学修環境に関する自己点検・評価は、各学科、各専攻及び教育改革推進委員会等の関係組織において実施している。自己点検・

評価の結果は自己点検・評価委員会に報告され、大学全体で共有するとともに、改善方策の検討を行っている。教育における内部質保証の PDCA サイクルについては、2-2-①に示すとおりである。【資料 2-3-8】

また、三つのポリシーに基づく学修成果の点検・評価方法を「アセスメント・ポリシー」に定めている。IR 推進センターでは、授業評価アンケート、学修成果の到達度自己評価アンケート、卒業前アンケート等の各種データを収集・分析し、その結果を教育改革推進委員会へ報告している。委員会における検証結果は、教育課程や学修支援体制の改善に活用している。【資料 2-3-9】 【資料 2-3-10】

具体的な改善事例として、「AI 戦略 2019」を踏まえた教育内容の検証結果に基づき、令和 2（2020）年度入学生より全学共通必修科目として「AI 概論」及び「AI 活用演習」を開講した。さらに、社会的要請や教育効果の検証結果を踏まえ、令和 5（2023）年度入学生からは「AI 実践プロジェクトⅠ・Ⅱ・Ⅲ」を新設し、データサイエンス・AI 教育の充実を図るなど、点検・評価結果を教育課程の改善に反映している。

大学院においても、大学院研究科運営委員会で策定したアセスメント・ポリシーに基づき、三つのポリシーを起点とした学修成果の点検・評価を実施している。その結果を大学院研究科委員会で共有し、教育課程の改善に活用している。

また、大学院生に対して「大学院ポートフォリオ」の作成を求め、研究経過、目標達成度及び今後の課題等を把握している。これらの結果を分析し、研究指導及び教育課程の改善に活用している。【資料 2-3-11】

さらに、高度情報専門人材育成に関する社会的要請や教育成果の検証結果を踏まえ、令和 5（2023）年度に副専攻プログラム「地域課題解決型高度 AI 教育プログラム」を整備するとともに、令和 6（2024）年度から「高度 AI コーオプ実践Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を開講するなど、継続的な教育改善を実施している。

以上のように、本学では学科・専攻及び大学全体において、三つのポリシーを起点とした自己点検・評価、IR によるデータ分析、改善方策の検討及び教育課程への反映を継続的に実施しており、内部質保証のための PDCA サイクルが機能している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-8】 令和 7 年度実施計画書

【資料 2-3-9】 久留米工業大学アセスメントポリシー

【資料 2-3-10】 久留米工業大学ファクトブック

【資料 2-3-11】 大学院ポートフォリオフォーマット

【基準 2 の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、学生や保護者、企業等からの意見・要望を的確にくみ上げるシステムを構築し、アンケート調査や直接的な対話を通じて得られた声を教育研究および大学運

営の改善へ組織的に反映させている。教務課や学生課をはじめとする関係部署が連携し、機動的な改善に取り組むことで、多角的な成果を上げている。

まず、学生ニーズを経営判断に直結させた環境改善の取組みとして、学生食堂の営業時間延長や混雑緩和に関する要望への対応が挙げられる。本学では単なる運用の変更にとどまらず、利便性とサービス内容の抜本的な向上を目指し、事業者の見直しを実施した。令和7（2025）年度にプロポーザル方式による選定を行い、令和8（2026）年4月からの新業者による運営開始を決定するなど、学生の声の大幅な反映を実現している。あわせて、混雑緩和に向けたキッチンカーの定期導入や、動物駆除・雨漏り・浸水といった施設不具合への迅速な修繕対応など、快適な学生生活環境の維持・向上に努めている。次に、学修環境の整備と教育の質的改善においては、「学生・教職員教育改善部会」に寄せられたレポート作成方法や課題提出期間等に関する意見を真摯に受け止め、教務委員会での情報共有を通じて学修負荷の平準化を図っている。さらに、ものづくり教育の充実を図るため、レーザー加工機の導入要望に対しても順次予算化を進めるなど、実践的な学修基盤の構築を推進している。最後に、学生サービスとキャリア支援の適正化に関しても着実な成果を上げている。入学時からの就職情報の提示を求める要望に対しては、内定企業名などを網羅した入学時オリエンテーション資料の改善を図った。加えて、奨学金等の事務手続きにおける説明の齟齬を解消すべく、課内での情報共有の徹底と案内書類の平易化を進めることで、全体的な学生サービスの質的向上を果たしている。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

IR推進センターが実施した各種アンケート（学修成果の到達度自己評価や卒業前アンケート等）の分析結果は、教育改革推進委員会や教授会等で共有され、大学全体の現状把握と改善に向けた課題が明確化された。直近のアセスメント調査において学生の「成長実感」指標が前年度より低下していることが判明しており、この要因が学生属性の変化によるものか、あるいは教育プログラム側の適合性によるものか、詳細な因果関係の検証が急務となっている。これに関連し、内部質保証をより高度化させる観点から、GPA別をはじめとする特定学生層の成長プロセスや、同一学生の4年間の変容を追跡する縦断的分析の仕組みを整備するとともに、各アセスメント指標に対する具体的な目標値（KPI）の設定を進めていく必要がある。

また、学生の日常的な不便を早期に解消するため、シラバス検索の2画面表示化といった利便性向上や、学園祭（愁華祭）における情報解禁の早期化など、外部業者や学生組織との調整を伴う事項についても、意思決定プロセスの一層の迅速化が求められている。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

抽出された課題に対しては、教学と運営の両面から具体的な改善策に着手している。まず、同一学生の学修軌跡を追跡する縦断的分析手法を定例化し、GPA別データや特定の学生層に焦点を当てた詳細な検証を行う。これにより、本学における教育の特徴的な成果を可視化し、学内外への効果的な情報発信やブランディングへとつなげていく方針である。

また、内部質保証の客観性を高めるため、次年度の中期計画において各アセスメント指標に対する具体的な目標値（KPI）を設定し、PDCAサイクルにおける「Check（検

証)」機能の強化を図る。

さらに、施設やサービスの面においては、新食堂の運営開始に合わせ、学内厚生施設全体の満足度調査を再実施する。ハード面（施設環境）とソフト面（事務サービス）の双方からの改善が、学生の成長意欲や大学への帰属意識に与える影響を継続的にモニタリングし、さらなる質的改善へと循環させていく。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-①アドミッション・ポリシーの策定と周知

・ 本学の建学の精神及び教育理念に基づき、大学全体のアドミッション・ポリシー及び学科ごとにアドミッション・ポリシーを策定し、求める学生像や資質及び入学者選抜の基本方針を明示している。

・ 大学院についても同様に本学の建学の精神及び教育理念に基づき、大学院全体のアドミッション・ポリシー及び専攻ごとにアドミッション・ポリシーを策定し、求める学生像を明示している。

・ アドミッション・ポリシーの周知については、受験生、保護者、高等学校及び社会一般に対して、入学試験実施要項、大学院工学研究科入学試験実施要項、本学ホームページ等で明示している。【資料 3-1-1】 【資料 3-1-2】 【資料 3-1-3】 【資料 3-1-4】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-1-1】 令和 8(2026)年度入学試験実施要項(1~3 ページ)

【資料 3-1-2】 令和 8(2026)大学院工学研究科(修士課程)入学試験実施要項・ 案内(1~2 ページ)

【資料 3-1-3】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>
(大学案内⇒3 つのポリシー⇒工学部のアドミッション・ポリシー)

【資料 3-1-4】 大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>
(大学案内⇒3 つのポリシー⇒大学院のアドミッション・ポリシー)

3-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

1) 入学者選抜の概要

[工学部]

・ 令和 8 (2026) 年度大学入学者選抜において、総合型選抜・学校推薦型選抜においては基礎学力テスト、共通テスト利用選抜以外の全選抜においては志願者本人の記載する資料(ポートフォリオ)を導入する等、「学力の 3 要素」を多面的・総合的に評価し選抜を行っている。それぞれの入試区分では次のような評価方法を導入している。

(1) 総合型選抜

・ プレゼンテーション、面接(高大接続区分を除く)、調査書、ポートフォリオ、基礎学力テストにより本学への志望動機、入学後の目標、学修意欲や高校時代の成績等を基に多面的・総合的に評価している。また、プレゼンテーションでは、本学のアドミッション・ポリシーに基づき、志望した理由、大学で取組みたいこと、卒業後の将来像とそれを実現するための具体的な学修計画等含めて自己アピールができているかを評価の対象としている。

(2) 学校推薦型選抜

・プレゼンテーション、面接、調査書、ポートフォリオ、基礎学力テストにより本学への志望動機、入学後の目標、学修意欲や高校時代の成績等を基に多面的・総合的に評価している。また、プレゼンテーションでは、本学のアドミッション・ポリシーに基づき、志望した理由、大学で取組みたいこと、卒業後の将来像とそれを実現するための具体的な学修計画等含めて自己アピールができているかを評価の対象としている。

(3) 一般選抜

・筆記試験の成績を基本とし、高校在学中の学力及びポートフォリオも加え、多面的・総合的に評価している。筆記試験については思考力・判断力・表現力をみるための記述式問題を含めた数学を必須としている。

(4) 大学入学共通テスト利用選抜

・大学入学共通テスト試験の成績を基本とし、高校在学中の学力も加え、多面的・総合的に評価している。試験教科については数学を必須としている。

(5) 外国人留学生選抜

・プレゼンテーション、面接により表現力やコミュニケーション能力、日本語能力等を評価する。また、出願書類の審査等と合わせて総合的に選抜を行っている。

(6) 社会人選抜

・プレゼンテーション、面接により学ぶ意欲と目的意識、表現力やコミュニケーション能力等を評価する。また、基礎学力テストを行い、出願書類の審査等と合わせて総合的に選抜を行っている。

(7) 編入学選抜

・プレゼンテーション、面接により学ぶ意欲と目的意識、表現力やコミュニケーション能力等を評価する。また、出願書類の審査等と合わせて総合的に選抜を行っている。

[大学院工学研究科修士課程]

・大学院工学研究科修士課程では、次のような入試区分で選抜を行っている。

(1) A0 入試

・プレゼンテーション、面接、出願書類等により総合的に選抜を行っている。また、プレゼンテーションでは、本学大学院のアドミッション・ポリシーに基づき、志望した理由、大学院で学びたいこと、将来の目標等含めて自己アピールができているかを評価の対象としている。

(2) 推薦入試

・プレゼンテーション、面接、出願書類等により総合的に選抜を行っている。また、プレゼンテーションでは、本学大学院のアドミッション・ポリシーに基づき、志望した理由、大学院で学びたいこと、将来の目標等含めた内容になっているかを評価の対象としている。

(3) 一般入試

・筆記試験の成績を重視するが、大学在学中の学力も評価の対象とする。また、面接により表現力やコミュニケーション能力等を評価し、出願書類の審査等と合わせて総合的に選抜を行っている。

(4) 社会人特別選抜入試

- ・プレゼンテーション、面接、出願書類等により総合的に選抜を行っている。また、プレゼンテーションでは、本学大学院のアドミッション・ポリシーに基づき、志望した理由、大学院で学びたいこと、将来の目標等含めた内容になっているかを評価の対象としている。

(研究機関、教育機関、企業等に勤務して入学後もその身分を有し、所属長からの推薦を受けた者を対象とする。)

(5)外国人留学生一般入試

- ・筆記試験の成績を重視するが、大学在学中の学力も評価の対象とする。また、面接により表現力やコミュニケーション能力、日本語能力等を評価し、出願書類の審査等と合わせて総合的に選抜を行っている。

以上のように、工学部・大学院それぞれの入試制度(入学者選抜方針)において、アドミッション・ポリシーに基づいた公正な選抜の実施を行っている。

2)実施体制とその検証

- ・入学者選抜については、入試委員会規程に基づき、「入試委員会」において、入学者選抜の概要の策定を行い、教授会の意見を聴き学長が決定している。【資料 3-1-5】

- ・入試問題の作成及び採点に当たっては、学長より委嘱された各科目の出題委員及び採点委員が相互に点検を行っている。また、入試問題作成においては入試広報委員長及び入試課長も印刷前に事前点検を行い、ミス防止に努めている。

- ・入学試験の実施については、各入試制度の実施要項を作成し、事前に担当者と実施に伴う注意事項の連絡等について打ち合わせを行い、体制を整えて実施している。

- ・入学者選抜の可否判定については、入学試験判定委員会規程に基づき、「入学試験判定委員会」において適切かつ公正な選抜を行っている。【資料 3-1-6】

- ・アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れを行っていくために、毎年度「入試委員会」及び「入学試験判定委員会」において検討を行うとともに、入学者選抜の妥当性を高めるため、入学後の学修状況等を調査し分析を行う等、入学者選抜の妥当性を検証している。

- ・入学者選抜のプレゼンテーションおよび面接では、アドミッション・ポリシーに基づいたルーブリック評価を導入している。さらに、共通テスト利用選抜以外の全ての入試区分でアドミッション・ポリシーに基づいて志願者本人の記載する資料(ポートフォリオ)を導入し点数化を行い、アドミッション・ポリシーに沿った受け入れの質的強化や周知を図っている。

- ・アドミッション・ポリシーの周知率が低い一般選抜においても、志願者がアドミッション・ポリシーを理解し共感する前提のもとで、入学の目的・意欲等や思考力・判断力・表現力等を正しく評価できるようにポートフォリオを導入し、点数化している。

- ・大学院についても同様に、大学院研究科運営委員会規程に基づき、「大学院研究科運営委員会」において適切かつ公正な入学者の受入れを行うとともに併せて検証も行っている。【資料 3-1-7】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-5】久留米工業大学入試委員会規程

【資料 3-1-6】久留米工業大学入学試験判定委員会規程

【資料 3-1-7】久留米工業大学大学院研究科運営委員会規程

3-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

・各学科の適切な学生受入れ数を維持していくために、令和元(2019)年度から、大学全体の入学定員を 290 名から 320 名に拡充し、さらに令和 8 (2026) 年度から情報ネットワーク工学科の定員を 90 名から 110 名とし、340 名に拡充した。学科の入学定員については、社会背景や今後の見通し、DP 等が社会の要請を踏まえているか、受験生の需要、卒業後の進路と受け入れる企業側の需要等の客観的なデータも踏まえ、引き続き見直しに努める。

・定員拡充後の定員充足率は、定員未充足の学科と定員が充足している学科がある等、学科によって違いがある。大学全体としての入学定員充足率は、令和 7(2025)年度が 81.9%で、大学全体としての収容定員充足率は、令和 7(2025)年度が 91.2%となっており、18 歳人口減の影響で、入学定員および収容定員を下回る結果となった。【データ編・共通基礎様式 2】

・定員未充足の学科については、コースの改組等、新たな社会ニーズに対応した教育研究体制を検討している。

・収容定員が充足している情報ネットワーク工学科については、教員の配置やクラス分け授業の実施等により、教育上支障のないように配慮している。引き続き入試選抜区分ごとに定員管理の厳格化に努め、収容定員充足率に留意していく。

・近年、情報ネットワーク工学科への需要が高まっていることを受け、令和 5(2023)年度入学者選抜より交通機械工学科の募集定員を 70 名から 60 名へ、情報ネットワーク工学科の募集定員を 80 名から 90 名に変更を行った。更に情報ネットワーク工学科は令和 8(2026)年度においてコースの改変と共に定員を 110 名に変更し、社会の需要に対応できるように努めている。

・大学院の志願者数及び入学者数及び専攻別の在籍者数の推移は【データ編・共通基礎様式 2】のとおりである。過去 5 年間の定員充足率は、専攻によって違いがあるが、大学院全体としての定員充足率は令和 3(2021)年度は、入学定員充足率及び収容定員充足率も 100%を満たしていたが、令和 4(2022)年度は入学定員、収容定員ともに充足できなかった。令和 5(2023)年度からは、本学の学部学生に対して大学院進学ガイダンスを行い、大学院進学におけるメリットや進路などを示すことで、令和 5(2023)年度及び、社会的ニーズに対応して電子情報システム工学専攻の入学定員を 5 名増やした令和 6(2024)年度においても、入学定員充足率及び収容定員充足率も 100%を満たした。また、令和 7(2025)年度は電子情報システム工学専攻の入学定員を更に 10 名定員増としたが、定員を満たすことはできなかった。今後は大学院進学を内外に広く周知し、大学院の定員が充足できるように努めていく。【データ編・共通基礎様式 2】

【エビデンス集・資料編】

【データ編・共通基礎様式 2】

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

・全ての学年において、学生をきめ細かく指導できるようクラス担任制を採用し、教員と教務課をはじめとする事務組織が連携した支援体制を整えている。早期からの出席不良学生を把握するため、前・後期に出欠調査（複数回）を実施しており、対象学生については教務課より本人及び保護者へ通知の上、クラス担任等による速やかな面談指導を実施している。各教員および関係職員は、「kit-portal（学内ポータルサイト）」を通して学生の出席状況や成績を把握し、学生生活全般に関する相談・指導・助言に活用している。また、保護者に対しても同ポータルを通して、学生の時間割、成績、出席状況等が確認できる環境を提供し、家庭との連携強化を図っている。【資料 3-2-1】 【資料 3-2-2】

・本学では「基幹教育センター（以下「本センター」という）」を開設し、多様な学修歴を持つ入学生への初年次教育サポート及び在学生の学修支援を行っている。本センターには、事務職員 1 名と「数学」「物理」の専門教員が配属され、教職員が協働する学修支援体制を整備している。

・本センターでは、学生への質問対応や試験対策など個別支援を行っている。また、授業担当教員と密に連携し、学修について困難が懸念される学生の情報を共有してセンターの利用を促している。具体的には、数理基礎学力向上として数学・物理に関するリメディアル教育を実施しているほか、専門科目についても教科担当教員と連携したフォローアップを行っている。その他、LINE による遠隔指導の取入れや、予約制による面談指導も実施している。本センターの利用に関する感想・要望等を集約する機会として、対面形式での「ユーザー懇談会」を定期的の実施し、利用環境や支援内容の継続的な改善に繋げている。【資料 3-2-3】

・高等学校での理数系科目に関する学修歴の多様化を踏まえ、総合型選抜及び学校推薦選抜で合格した入学予定者を対象に、12 月上旬から入学前教育（入学前サキドリプログラム）を実施している。令和 5（2023）年度からは、学科教員等も参加するオンラインミーティングを新たに開催し、入学前からの円滑な修学移行を支援している。

【資料 3-2-4】

・「パソコン必携制度」の導入に伴い、100 号館の講義室をはじめ、学内でパソコンを用いた授業を円滑に行えるよう Wi-Fi 環境の整備・拡充を進めている。【資料 3-2-5】

・学術情報センター（情報館）では、教育支援システム（Google Workspace for Education 等）の提供、PC 教室での授業・自習に関する利用支援、機器の操作説明やソフトウェア・学内情報ツールの利用方法に関する技術的支援、学内 Wi-Fi の接続支

援などを行っている。ここでは、担当教員と情報館の技術職員が緊密に協働することで、学生の ICT 活用能力の向上と学修支援を強力にバックアップしている。

・新入生のスムーズな大学生活への適応を目的として、学生課が中心となり、教務課や各学科教員と連携したオリエンテーションを入学式当日から 4 日間の日程で実施している。入学式当日は新入生への学科教員紹介や主要施設の案内を行い、2 日目から 4 日目にかけては、履修指導、健康診断、大学内施設の説明のほか、消費生活センターから職員を招いての契約行為に関する講演会、学友会によるガイダンス等を実施している。この 4 日間のプログラムを通じ、新入生が大学生としての心構えを身につけ、安心して学修を開始できるよう包括的な初期支援を行っている。

このように、本学ではクラス担任制度、基幹教育センター、学術情報センター及び各種委員会等を通じて、教員と職員が連携しながら学生の学修状況を把握し、入学前から卒業まで一貫した学修支援体制を整備・運営している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】令和 7（2025）年度クラス担任一覧

【資料 3-2-2】kit-Portal 保護者版使い方

【資料 3-2-3】基幹教育センターニュース No20、No21

【資料 3-2-4】2025 年度入学生対象入学前サキドリプログラム実施結果報告

【資料 3-2-5】パソコン必携制度のお知らせ

3-2-②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

・大学院生の経済的支援および教育・指導経験の蓄積による学修支援の一環として、平成 27（2015）年度よりティーチング・アシスタント（TA）制度を導入している。採用された大学院生は、担当教員のもとで、実験・実習や演習科目、初年次教育をはじめとする授業等の教育補助業務に就き、学生へのきめ細かな個別指導や授業の円滑な進行をサポートしている。また、TA としての資質および指導の質の維持・向上を図るため、採用者を対象とした研修会を毎年実施している。令和 7（2025）年度は「TA の役割」について教員からの講話や「前期業務の振り返り」と題して前期の TA 担当学生から感想を述べてもらうなど、後期の運用の改善に繋げている。【資料 3-2-6】【資料 3-2-7】

・学部生によるきめ細かな学修支援体制を構築するため、チューデント・アシスタント（SA）制度を設けている。一定の基準を満たし採用された学部生は、担当教員とともに、授業及び実習・演習科目等において学習サポートや操作補助等の教育補助業務に就いており、学生相互の成長および大学教育の充実を図っている。【資料 3-2-8】

・学生が教員に直接、学修内容の疑問点や学生生活の悩みを相談できる環境を担保するため、本学では、全ての教員にオフィスアワーの時間を設けている。オフィスアワーの開設曜日・時間帯や実施方法は、学修管理システム「Moodle（Open LMS）」や学

内ポータルサイト「kit-portal」を通じて学生へ周知し、利用を促している。また、設定された時間帯以外においても、学生の希望や状況に応じて各教員が個別に面談時間を調整するなど、柔軟かつ適切な相談・支援対応を図っている。【資料 3-2-9】

・中途退学、休学及び留年への対策については、教務委員会で継続的に審議しており、教授会等でも全学的な課題共有を図っている。さらに、令和 6（2024）年度からは学科毎の特色に応じた退学防止施策を策定し、改善に努めている。教務委員会において令和 6（2024）年度の取組み状況に関する検証を行い、得られた成果と課題をもとに、次年度に向けた施策のブラッシュアップを進めている。【資料 3-2-10】 【資料 3-2-11】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-6】 久留米工業大学ティーチング・アシスタント規程

（令和 7 年 11 月 12 日施行）

【資料 3-2-7】 令和 7（2025）年度久留米工業大学 TA 研修会 次第

【資料 3-2-8】 久留米工業大学スチューデント・アシスタント規程

（令和 7 年 11 月 12 日施行）

【資料 3-2-9】 令和 7（2025）年度オフィスアワー一覧（前期・後期）

【資料 3-2-10】 各学科策定_退学防止施策

【資料 3-2-11】 退学防止施策達成状況

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①教育課程におけるキャリア教育の実施

・本学では、建学の精神である「人間味豊かな産業人の育成」に基づき、1 年次から 3 年次にかけてキャリア教育科目を必修化し、職業観の早期醸成と社会人基礎力の修得を体系的に実施している。

・教育課程内に各学年の発達段階に応じた科目を適切に配置している。具体的には、1 年次に「フレッシュマンセミナー」、2 年次に「就業力育成セミナー（機械・交通・建築・教育）」「就業力育成セミナーⅠ（情報）」、3 年次に「就業力実践演習」「就業力育成セミナーⅡ（情報）」を必修科目として開講している。3 年次の「就業力実践演習」では、仕事理解・自己理解・文章表現等を実践的に学ぶ機会を設けている。また、選択科目として、3 年次以降に「キャリア概論」「就業指導」を開講し、技術者の役割や倫理など、社会で求められる専門職業人としての能力・素養を身に付けられるようにしている。【資料 3-3-1】 【資料 3-3-2】

- ・さらに1年次に開講する「文章表現法（選択科目）」では、研究活動や就職活動の基盤となる文章読解・文章作成能力の向上を図っている。

- ・キャリア教育のさらなる充実と学生の多様なキャリアニーズへの対応を図るため、共通教育運営委員会および教務委員会において現行カリキュラムの検証と新規科目の検討を実施した。その結果、令和8（2026）年度より、1年次の後期に新たな選択科目として「キャリアデザイン基礎」を新設することとし、初年次からのキャリア支援体制を一段と強化している。【資料 3-3-3】

【資料 3-3-1】 2025 学生便覧（P26～P68）

【資料 3-3-2】 令和7（2025）年度シラバス抜粋（就業力実践演習）

【資料 3-3-3】 令和7（2025）年度第2回共通教育運営委員会議事録

3-3-②キャリア支援体制の整備

- ・「キャリアサポートセンター」は「地域連携推進室」とも連携しながら、進路開拓、企業説明会の実施、インターンシップ等の運営など、キャリア教育全体に関する支援を行っている。教学組織の「キャリアサポートセンター運営委員（教員）」と事務組織の「就職課」が連携し、教職員一体となって就職・進学に対する相談・助言を行っている。キャリアサポートセンターは、センター長、学科運営委員（副センター長を含む）5名、就職課は、就職課長、専任職員3名、派遣職員1名で構成している。教学組織と連携を取りながら、キャリア形成教育及び就職支援を行っている。【資料 3-3-4】

- ・キャリアサポートセンター運営委員会、委員長、各学科の担当教員及び就職課長で構成され定期的な会議を開催し、審議された活動方針を基に学生のキャリア形成支援を行っている。【資料 3-3-5】

- ・令和7（2025）年度の各種インターンシップ等への参加学生数は、1day 職場体験等を含めて延べ365名である。コロナ禍を経て受入企業数が増加しており、参加者も増加傾向にある。【資料 3-3-6】

- ・令和7（2025）年度は、地元金融機関との連携協定に基づき、企業のトップに経営を学ぶ体験事業を実施した。今回は、地元企業5社に受け入れていただき、学生5名が参加した。8月にビジネスマナー等を含む事前研修、8～9月に2日間の体験実習、9月にプレゼンテーション講習会並びに報告発表に向けた練習会を実施し、10月に学内において報告会を開催した。【資料 3-3-7】

- ・令和8（2026）年2月6日に「学内合同業界研究セミナー」（主な対象：学部3年生・大学院1年生）を開催した。全国から80社（学生171名）の参加があり、業界や業種に関する情報収集を行った。【資料 3-3-8】

- ・令和7（2025）年度卒業者及び修了者に対する「単独企業説明会」の参加申込企業数は、延べ346社であった。【資料 3-3-9】

- ・キャリアサポートセンターに週1日「キャリアコンサルタント」を委託・配置し、申込をした学生の就職・進学に対し個別相談・助言等の支援を行っている。令和7（2025）年度は、年間48日実施した。具体的には、就職活動に必要な履歴書・

エントリーシートの書き方、面接対応、自分に合った仕事の探し方等の相談に延べ 276 名が利用した。【資料 3-3-10】

- ・学部 3 年生を対象として、「就職支援セミナー（正課外）」を後期に開講している。【資料 3-3-11】
- ・九州各県行政機関との連携を行い、地元企業の紹介等に取り組んでいる。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 3-3-4】 久留米工業大学キャリアサポートセンター規程
- 【資料 3-3-5】 久留米工業大学キャリアサポートセンター運営委員会規程
- 【資料 3-3-6】 インターンシップ等実績（令和 5～7 年度）
- 【資料 3-3-7】 事業体験報告書
- 【資料 3-3-8】 2027 年度卒 学内合同業界研究セミナー
- 【資料 3-3-9】 2026 年度卒 学内単独企業説明会（受付フォーム）
- 【資料 3-3-10】 キャリア相談回数集計表（令和 4～7 年度）
- 【資料 3-3-11】 後期就職支援セミナープログラム

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-①学生生活の安定のための支援

1) 編入学生及び社会人学生への支援状況

・3 年次編入生に対しては、入学時にガイダンスを実施するとともに、個別にクラス担任で履修計画を作成し、履修指導を行っている。他方、社会人学生に対しては、対象学生が少ないことから、必要に応じて個別に当該学科教員や教務課で履修指導を行うなどの対応を行っている。【資料 3-4-1】

・大学院においては、大学院設置基準第 15 条の規定に基づき、社会人特別選抜入試で入学した学生について、長期履修制度を導入している。社会人学生が個々の事情に応じて、無理なく学位が取得できるよう整備したものである。

・大学院の社会人入学生受入れに向けた新たな取り組みとして、遠隔（オンデマンド）形式で受講可能な大学院科目並びに祝日等に社会人学生の論文指導が可能な教員情報を、令和 7（2025）年度大学院入学者選抜実施要項にも記載し、周知を図っている。

【資料 3-4-2】

2) 学生サービス、厚生補導のための組織

・学生サービス、厚生補導のために、学生課、医務室、学生相談室を設置し、相互に連携して学生が学修面及び生活面で支障をきたすことがないように、さまざまなサービスを提供し、支援を行っている。【資料 3-4-3】

・学生生活支援及び厚生補導のための組織として学生厚生委員会を設置しており、毎月 1 回定例の委員会を開催している。学生厚生委員会の構成員、並びに審議事項は、「久留米工業大学学生厚生委員会規程」に定められ、教育組織と事務組織の情報共有が図られている。【資料 3-4-4】

3) 学生への経済的支援

- ・学生課が窓口となり、学生への経済的支援のための奨学金制度を設けている。
- ・本学独自の「奨学金」については、進学支援奨学金等を設けており、学業成績・人物ともに優秀で、経済的に困窮度が高く、修学が困難な学生に対し、授業料の全額又は一部相当額を給付し、修学支援を行っている。また、学業成績が特に優秀な学生に対し、学業優秀奨学金を給付している。【資料 3-4-5】【資料 3-4-6】
- ・生活急変により学費負担が困難な学生に対しては、経済支援育英奨学金制度や授業料減免制度を設けている。【資料 3-4-7】
- ・「運動特待生」については、大学が指定するクラブに所属し、競技成績が優秀で学業成績・人物ともに優れ、活躍が期待できると認められる学生に対し、授業料の全額又は一部の給付を行っている。
- ・社会で活躍するエンジニア等を目指す女子学生を支援する「女子学生支援奨学金」制度を設けており、多様な経済的支援を行っている。
- ・本学独自の「奨学金」については、国の修学支援制度の拡充に伴い、令和 8(2026)年度より大幅な改正を行う。
- ・独立行政法人日本学生支援機構奨学金をはじめ、都道府県、市町村、諸団体奨学金等の奨学金に関しては、学生課による学生の申請等の支援を行っている。
- ・大学院生については、授業料の 7 割及び 3 割相当額給付となる特別奨学生制度（第 1 種及び第 2 種）を設けている。また、令和 7(2025)年度入学者より学部生時代の業績評価により授業料の 5 割相当額給付となる特別奨学生を新設し、大学院進学者の支援を行っている。【資料 3-4-8】
- ・外国人留学生の経済的支援については、大学独自の奨学金制度を設けており、本学に進学する学生に対して授業料等の減免を行っている。【資料 3-4-9】
- ・令和 3(2021)年度に学生寮の改修工事を行い、令和 4(2022)年度から運営を再開している。【資料 3-4-10】【資料 3-4-11】

4) 学生の課外活動への支援

- ・本学には、学生主体となる学友会組織があり、総括として総務委員会が全学生をまとめている。その下に学術文化会、体育会及び愁華祭実行委員会が設置されている。
- ・学生の課外活動への支援については、現在、32 団体が大学公認クラブとして登録されており、そのクラブの内訳は「部」「同好会」「愛好会」に分類され、その運営について学生課が指導及び助言を行っている。その加入率は全学生の延べ約 49%となっている。公認クラブには大学から基準に則り、課外活動支援費を支給しているほか、活動施設、部室、備品等を提供している。【資料 3-4-12】【資料 3-4-13】
- ・経済面における援助に関して、「部」「同好会」「愛好会」には課外活動支援費として、運営費、大会参加費、大会参加交通費、課外活動費を支給している。また、課外活動において優れた成績を示した者又はクラブに対して、課外活動奨励金を支給している。【資料 3-4-5】【資料 3-4-6】

5) 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等

- ・学生の心の問題や生活相談の支援体制として、学則第 56 条に基づき、学生相談室を設置し、週 3 日臨床心理士の資格を有するカウンセラーを 2 名と週 1 日ソーシャルワーカー 1 名を配置し、適切に対応している。【資料 3-4-14】
- ・学生相談室の利用については、ホームページ、リーフレット及び学内掲示にて周知を行っている。また、学生相談室では情報の共有化、事務連絡等調整のため、相談室会議を定期的で開催している。【資料 3-4-15】
- ・学生相談室の利用状況は、令和 5(2023)年度 460 件、令和 6(2024)年度は 470 件、

令和 7（2025）年度は 509 件の利用実績があった。【資料 3-4-16】

- ・令和 6（2024）年度より学生相談室の予約状況の可視化と利用者の利便性向上のため、WEB 予約システムを導入したことにより保護者の利用者が大幅に増加した。

- ・学生の健康管理面の支援体制として、学則第 56 条に基づき医務室を設けている。医務室は病気や怪我への対応、感染症拡大防止、薬物乱用防止対応等を目的として医師（校医）及び看護師の資格を持つ職員を配置している。【資料 3-4-17】

- ・医務室の利用状況は、令和 5(2023)年度 1,302 件、令和 6（2024）年度 1,952 件、令和 7（2025）年度は 1,773 件の実績があった。【資料 3-4-18】

- ・学生の健康管理として、毎年定期的に健康診断を実施している。問題が生じた学生に対しては精密検査機関を紹介している。また、時節に応じて「医務室だより」を発行し、一年を通して学生へ健康増進、心的支援に関する情報をポスター及びパンフレットにより発信して個々の健康管理に対する啓発活動を行い、医務室による健康相談も実施している。また、健康増進情報及び感染症予防に関する情報も適時、ホームページ及びメールで発信している。【資料 3-4-19】 【資料 3-4-20】

6) ハラスメント防止のための取組み

- ・学生のハラスメントに対応するために「学校法人久留米工業大学ハラスメント防止規程」に基づき、「久留米工業大学ハラスメント防止委員会」を設置し、ハラスメントの防止に取り組んでいる。また、ハラスメントに関する相談窓口として、教職員による「ハラスメント相談員」を配置し、いつでも相談できる体制を整えている。【資料 3-4-21】 【資料 3-4-22】 【資料 3-4-23】

7) 留学生への支援状況

- ・外国人留学生の学生生活をサポートする目的で留学生ガイドブックを作成している。【資料 3-4-24】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-4-1】 令和 7（2025）年度新入生オリエンテーション日程表

【資料 3-4-2】 令和 8（2026）年度大学院入学者選抜実施要項

【資料 3-4-3】 学校法人久留米工業大学組織及び管理規則別表第 2（分掌事務学生課）

【資料 3-4-4】 久留米工業大学学生厚生委員会規程

【資料 3-4-5】 久留米工業大学奨学金規程

【資料 3-4-6】 久留米工業大学奨学金に関する細則

【資料 3-4-7】 久留米工業大学授業料減免に関する規程

【資料 3-4-8】 久留米工業大学院特別奨学生規程

【資料 3-4-9】 外国人留学生入学金及び授業料減免に関する内規

【資料 3-4-10】 久留米工業大学学生寮規程

【資料 3-4-11】 久留米工業大学学生寮に関する細則

【資料 3-4-12】 久留米工業大学学友会会則

【資料 3-4-13】 久留米工業大学学友会組織図

【資料 3-4-14】 久留米工業大学学則第 56 条（福利厚生、補導施設）

【資料 3-4-15】 久留米工業大学学生相談室規程

【資料 3-4-16】 2025 年度学生相談室利用状況一覧

【資料 3-4-17】 久留米工業大学医務室管理規程

- 【資料 3-4-18】 2025 年度医務室利用状況一覧
- 【資料 3-4-19】 2025 年度学生定期健康診断の実施について
- 【資料 3-4-20】 2025 年度医務室ニュース
- 【資料 3-4-21】 学校法人久留米工業大学ハラスメント防止規程
- 【資料 3-4-22】 久留米工業大学ハラスメント防止委員会規程
- 【資料 3-4-23】 久留米工業大学ハラスメント相談室規程
- 【資料 3-4-24】 久留米工業大学留学生ガイドブック

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

1) 校地・校舎等

・本学の本校舎（向野キャンパス）は、福岡県久留米市上津町 2228 の 66 番地に位置する。近隣に所有する中尾山キャンパス（同市上津町 2192）は交通機械工学科の一部授業において利用していたが、学生の安全確保と施設管理の効率化のため令和元（2019 年）度末に向野キャンパスで全科目を実施することとし、施設集約化を達成した。

・本学は久留米市の南部に属し、JR 鹿児島本線久留米駅からバスで約 30 分、西鉄天神大牟田線久留米駅からバスで約 20 分、また九州自動車道広川 IC からは車で約 5 分。九州の大動脈である、JR 本線（九州新幹線、鹿児島本線、長崎本線、久大本線）や高速道路（九州自動車道、長崎自動車道、大分自動車道）のハブ的な位置に属しており、九州各県から交通の利便性に優れている。【資料 3-5-1】

・本学の校地面積（81,264 m²）及び校舎面積（30,212 m²）は、大学設置基準（校地面積 13,200 m²、校舎面積 17,255 m²）を上回り、十分な校地面積及び校舎面積を満たしている。【資料 3-5-2】

・その中で構内には、講義室や実習室、ゼミ室、教員研究室等の校舎や、学術情報センター（図書館、情報館）、体育館、運動場等の教育研究施設を配置している。また、県外の学生も多く在籍しており、キャンパスに隣接した学生寮（5 階建/男子専用 / 54 名入寮可能）を完備し、生活面でサポートしている。【資料 3-5-3】

2) 学習環境の整備と管理運営

・「キャンパス整備事業計画」に基づいて、施設・設備等の整備及び管理を行っている。本学では『人と建物を繋ぐ』をコンセプトとし、最先端の知識と技術を学ぶ学生主体の教育、学修、コミュニケーション施設を目的とした「交流棟」及び「200 号館」が令和 6（2024）年 4 月より建設工事を着工。令和 7（2025）年 3 月に完成し 7 月より共用を開始した。【資料 3-5-4】 【資料 3-5-5】

・交流棟（COM - RIDGE）は建築・設備工学科を設置している本学において、現代の構築物の象徴として機能・意匠に拘り、学生のコミュニケーションを繋げると同時に、校舎同土を繋げる建物としてデザインしている。交流棟内は学生の学習・研究を促進するため、自由に使用できるグループワーキングスペースや個別でも使用できるワー

キングスペースを設置している。その他にカフェを設置し、学生が寛げる場所として提供している。また、建物全体が螺旋状 2 階建ての構造で通路がスロープ状になっているので、バリアフリーとしても十分な機能を完備し、他の建物（100 号館、200 号館、3 号館、5 号館）の中心となり渡り廊下で繋ぎ、車椅子での移動が可能である。

- ・200 号館（L ベース）は外壁の一部にスクールカラーの「茜」色を用い、学習・研究を中心とした建物であり、AI 応用研究所、製図室、中・小講義室、会議室、教員の研究室等を設置している。建物内施設は各学科共有で使用可能である。

- ・既存の建物の中で本学のシンボルである 100 号館（テクノ未来館）は、環境技術を最大限導入し、それを体験・実践できる施設である。太陽光発電や風力発電など、クリーンエネルギーを活用した省エネ技術を導入。また、壁や天井など、普段では見ることができない内部の建築構造や建築設備が見えるように設計され、建物自体が身近な教材として活用している。【資料 3-5-6】

- ・本学の建物や施設・設備の管理は施設管理課が主体となり、教職員と連携し維持・管理を行っている。また、電気設備、電話回線（学内 LAN）、エレベーター設備、消防設備、水質検査など法的な保守点検業務のほかに、学内の警備業務、清掃業務、産業廃棄物処理業務など、完全な保守管理を専門業者に委託し維持・管理を行い、学生が安全に安心して教育を受けることができるよう、日々環境衛生や安全確保に努めている。

3) 授業を行う学生数の適切な管理

- ・本学は、工学部の入学定員 320 名、修士課程の入学定員 20 名と、極めて小規模な大学であるため、学内での演習や実験等は、実質的な少人数対応となっているものがほとんどであり、複数教員による指導体制、複数教室の利用など学修効果に配慮している。【資料 3-5-1】

- ・講義科目のうち必修科目については、学科・学年単位で実施されるものがほとんどであり、必要に応じて各学科教員がサポートに入っている。

- ・1 年次の物理と数学、コンピュータリテラシーに関しては、新入生オリエンテーション期間中にクラス分け調査テスト（プレメントテスト）を実施し、習熟度別のクラス編成を行っている。

- ・学科混成のクラス編成とする共通教育科目については、複数の科目を当該セメスターの同一曜日・時限に開講するとともに、同一科目を複数のセメスターに配当するなどして履修者の分散を図っている他、クラスの増設も認めている。

4) 情報サービス施設

- ・本学では専門科目の講義及びゼミ等で利用するためのコンピュータ教室を整備しており、それらを含めた学内ネットワークの管理運営を学術情報センター（情報館）が行っている。【資料 3-5-7】

- ・学生・教職員へのサポートとしては、学術情報センター（情報館）の情報システム管理室にヘルプデスクを配置し、平日は 8 時 30 分から 19 時まで教育支援システムの利用法、ネットワーク接続などの利用相談に個別に対応している。

- ・また、有線 LAN を全ての研究室に、無線 LAN アクセスポイントを学内教室全てに設置し、インターネット接続環境の向上に努めている。学生や教職員が個人で所持するノート PC やスマートフォン、タブレット端末での Wi-Fi 利用も可能となっている。

- ・令和 5（2023）年度に専門基礎教育（421 講義室）、専門教育（411 講義室、422 講義室）を実施するのに必要な ICT 環境を学術情報センターに整備した。422 講義室は、主に大学院の授業等で使用する。

・学生が随時利用できる PC（ワークステーション等）としては、160 台を学内に配置しており、日々の文書作成から学術研究に必要となる情報収集などに有効利用されている。また高度な解析、設計が可能な専門教育用ソフトウェア（CAD, MATLAB, Mathematica）を用意し学修支援環境が整備されている。

・コンピュータ教室として運用していた 612 教室を令和 5（2023）年度にデスクトップ PC を撤去し、必携 PC（BYOD：Bring Your Own Device）用の教室として Wi-Fi 環境及びプロジェクタ、中間モニタ、持込用 PC 電源を備えた学修環境を新たに整備した。

・令和 2（2020）年度前期からは、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン講義を支援するための LMS（学習管理システム：Learning Management System）

「OpenLMS」を整備し、Zoom 及び MS-Teams 等を組み合わせた遠隔授業や共同授業（高等教育コンソーシアム久留米等）を実施している。また、この LMS は令和 2（2020）年度の遠隔授業関連補助金により整備したものである。

・必携 PC の導入に伴い、学内の Wi-Fi 環境を整備するとともに、Microsoft Office 365（A3）サービスを導入した。これにより、Office ソフトに加え、Teams、OneDrive 等の各種アプリケーションの利用が可能となり、学生と教職員間のコミュニケーションツールの一層の充実を図っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-5-1】大学ホームページ

[久留米工業大学大学案内|キャンパス・交通案内|向野キャンパス](#)

【資料 3-5-2】大学ホームページ

[久留米工業大学大学案内|キャンパス・交通案内|交通案内](#)

【資料 3-5-3】2025 学生便覧（P187～P205）

【資料 3-5-4】大学ホームページ

[2025 年新棟完成！200 号棟（L-BASE）・交流棟（COM-RIDGE）](#)
(ホーム>施設・設備>新棟紹介動画)

【資料 3-5-5】大学ホームページ

[l_base_com_ridge_2025_002.pdf](#)
(ホーム>施設・設備>新棟パンフレット)

【資料 3-5-6】大学ホームページ

[久留米工業大学 100 号館（テクノみらい館）|久留米工業大学 新棟](#)
(ホーム>施設・設備>100 号館（テクノみらい館）)

【資料 3-5-7】大学ホームページ

https://www.kurume-it.ac.jp/daigaku/torikumi_joho.html
(ホーム>大学案内>大学評価>情報化への取り組み)

3-5-②図書館の有効活用

・学術情報センター（図書館）は、2 階建（書庫は、3 階建）総面積 2,544 m²に書庫、学習室を兼ねた閲覧室、ブラウジングコーナーを配置している。AV コーナーを配置した 1 階は、学生ラウンジを兼ねたフリースペースとして学生に開放している。開館時間は、授業期間中は平日 8 時 40 分から 18 時 50 分（土曜、日曜、祝日は休館）とし、春季・夏季・冬季休暇中は平日 8 時 40 分から 16 時 50 分（土曜、日曜、祝日は休館）としている。【資料 3-5-8】

- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備については、図書館自習室等の学習環境を整備している。
- ・図書館情報システムを備え、OPAC (Online Public Access Catalog : オンライン蔵書目録) による文献資料検索用の端末 4 台を配備し、Web 検索用のノート PC2 台を貸出用に配備している。学習室を兼ねた閲覧室には充電用電源を備えた個人ブース式の机 36 席、グループ学習用の机 8 台 (48 席) を設置している。ブラウジングコーナーには可動式テーブル 4 台、椅子 17 脚、ホワイトボード 1 台を配備している。1 階のフリースペースを含め全館、Wi-Fi の利用が可能であり、PC、タブレットによる自主学习や電子書籍の閲覧も可能である。
- ・職員は、学術情報センター長 (副学長)、図書館事務室長、スタッフとして兼務 2 名、派遣職員 2 名で業務にあたり、17 時から 18 時 50 分の時間帯は、ワークスタディの学生を 1 名配備し、館内整備、資料整理のサポートにあたる。
- ・本学図書館の蔵書約 11 万冊余り及び約 100 種におよぶ雑誌は、OPAC による資料検索が可能である。
- ・蔵書データは、国立情報学研究所 (NII) の目録所在サービス (NACSIS-CAT) に登録し、NACSIS-ILL を利用した相互貸借、文献複写のサービスを行っている。
- ・ホームページは、利用案内、OPAC による蔵書検索、研究報告の機関リポジトリを広く学内外に公開しており、学生、教職員への電子書籍や学術論文誌への入口の役割も担っている。
- ・学術研究分野の環境変化に対応すべく、学会誌や高騰する外国雑誌等については JUSTICE 等のコンソーシアムに参加しており、契約する外国雑誌 26 タイトルのうち 22 タイトルが電子ジャーナルである。
- ・電子書籍は、サブスクリプションタイプ (1 年更新) 264 タイトルと購入 55 タイトル学生の教育研究に必要な書籍等を充実させている。
- ・文献検索サービスとして加除式の JIS (日本工業規格) を令和元 (2019) 年度から JAS ライブラリーサービスに切り替えたほか日経 BP 記事検索サービスや JdreamⅢ等、文献検索サービスも導入している。
- ・令和 6 (2024) 年度から利用が学内限定であった電子コンテンツの電子書籍や電子ジャーナルに学外からアクセスするツールとして EZproxy を導入し教育研究のサポートを充実させた。
- ・「久留米工業大学学術機関リポジトリ」は、本学の教育・研究活動の成果物を蓄積・保存し学内外に発信・提供することにより、教育研究の発展に資するとともに、社会への貢献を果たすものとして平成 29 (2017) 年度から国立情報学研究所の JAIRO Cloud を利用して本学が発刊する「久留米工業大学研究報告」NO. 17 (1993) 以降に掲載した 384 件の論文等を公開している。【資料 3-5-9】

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-5-8】大学ホームページ

https://www.kurume-it.ac.jp/AMC/library_info.html

(ホーム>施設・設備>学術情報センター(情報館・図書館)>図書館 利用案内)

【資料 3-5-9】久留米工業大学機関リポジトリ

<https://kurume-it.repo.nii.ac.jp/>

3-5-③施設・設備の安全性・利便性

・本学では国の規定による建物の耐震調査を行い、その結果規定に満たない建物については改修工事を実施した。令和 2（2020）年度全ての改修工事を終了し、耐震化率 100%となる。また、非構造部材についても耐震調査を終了し、中長期実施計画に基づき優先順により改修工事を順次進めている。

・令和 7（2025）年 3 月に完成した「交流棟」「200 号館」及び 100 号館に関しては、エレベーター、多目的トイレなど、障がいを持った方も支障なく利用できるバリアフリー化を目的とした施設である。また 100 号館の玄関前に障がい者専用駐車場を設置し、100 号館、200 号館、交流棟の全てが車椅子で移動可能な建物となっており、利便性に配慮した取組みを行っている。その他の建物については、建物玄関のスロープ設置や和式トイレから洋式トイレへの入替えなど、優先順位を考慮したうえでバリアフリー化に取り組んでいる。

・キャンパス整備計画に基づき、現在、学生や教員が使用する教室・講義室、実験室、実習室など、国が促進する施設内の照明設備の省エネルギー（LED）化の『エコキャンパス推進事業』及び酷暑に対応する空調設備工事などの『施設環境改善整備事業』に取り組んでいる。

【基準 3 の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、学生が安心して学修に専念できる環境の整備と支援体制の充実に多角的に取り組んでいる。

施設面においては、新棟「200 号館（L ベース）」および「交流棟（COM-RIDGE）」の完成により、バリアフリーに配慮した最先端の学修環境を実現している。

学修および生活支援の面では、クラス担任制と「kit-portal」を活用した教職員・保護者間の円滑な連携体制を構築するとともに、「基幹教育センター」を中心とした数理科目のリメディアル教育体制を確立し、個に応じた丁寧な支援を行っている。

キャリア支援においては、1 年次からの体系的な就業力育成科目を必修化することで高い就職率を維持しており、確実な成果を上げている。

さらに経済的支援として、独自の「進学支援奨学金」や多様性に配慮した「女子学生支援奨学金」を運用するなど、学生の学びを多層的に支える基盤を整えている。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学における今後の主要な課題としては、まず入学定員充足率の確保が挙げられる。令和 7（2025）年度における大学全体の入学定員充足率は 81.9%にとどまっており、18 歳人口の減少に伴って一部の学科で定員割れが生じていることから、全学的な募集戦略の再構築と定員充足に向けた抜本的な対応が求められている。

また、学生支援の面においては、学科ごとに退学防止策を策定・実施しているものの、全学的な退学率の低減に向けた要因分析や各種施策の効果検証が未だ十分とは言えないため、今後はより客観的かつ継続的な分析体制を確立することが不可欠である。

さらに、学修成果の可視化に関しても改善の余地が残されている。具体的には、ポートフォリオの有効活用に向けた運用の整理や、基準 2 の分析結果と連動させた形で「学生の成長実感指標」の低下要因に関する多角的な分析が不足しているため、要因の特定とそれに基づく具体的な改善策の策定・推進が喫緊の課題となっている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

前述の課題に対し、本学では組織的かつ多角的な改善策を推し進めている。

まず、入学定員の確保と組織の最適化に向け、社会ニーズが極めて高い「情報ネットワーク工学科」の入学定員を令和 8（2026）年度より 110 名に拡充するとともに、多様な学びを提供するコース改編を推進する。あわせて、学生の多様なキャリアニーズに対応するため、共通教育運営委員会での検討を経て、令和 8（2026）年度より新科目「キャリアデザイン基礎」を開講し、キャリア教育の質的強化を図る。

次に、中途退学の防止をはじめとする学生支援の強化に向けては、教務委員会において各学科の施策達成状況を毎年度検証する体制を整えるとともに、IR 推進センターとの連携による縦断的なデータ分析に基づいた早期指導体制を令和 8（2026）年度中に再構築・ブラッシュアップする。

さらに、学生の経済的支援と学修継続の環境整備を図るため、国の高等教育の修学支援新制度の拡充に合わせ、令和 8（2026）年度より大学独自の奨学金制度を大幅に改正し、より効果的かつ行き届いた経済支援を展開していく。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

・ディプロマ・ポリシーの策定に当たっては、本学の建学の精神並びに教育目的に基づき、人材育成に関する教育目的を踏まえて、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するかを定めた基本的な方針としてディプロマ・ポリシーを策定しており、これを達成することを学修の目標としている。周知に関しては、大学ホームページの他、学生や教職員等に配布する学生便覧で行っている。【資料 4-1-1】 【資料 4-1-2】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-1】 大学ホームページ

https://www.kurume-it.ac.jp/daigaku/gaiyo_kengaku.html

(大学案内>大学概要>建学の精神・教育理念・目的・ビジョン)

【資料 4-1-2】 2025 学生便覧 (P15～P19)

4-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定 基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

1) 工学部

・各学科のシラバスには、授業科目とディプロマ・ポリシーに記載された 4 領域との関連性を明確に示している。科目担当教員はこれに基づき講義・演習・実験・実習及び実技を進め、学則第 14 条（単位の授与及び認定）に則し単位を認定している。また、成績の評価方法については、シラバスに「成績評価の方法・基準」として定期試験やレポート等の割合を明記し学生に周知している。

・成績評価の基準は、学生便覧の「教育課程の成績・GPA」にも掲載し、学生に示している。【資料 4-1-3】 【資料 4-1-4】

・2 年次から 3 年次へ進級要件、4 年次での卒業研究着手要件、卒業の要件並びに学習の評価、成績評価基準等については、久留米工業大学学則及び久留米工業大学工学履修規則に定められている。進級判定、卒業判定は教務委員会において審議し、教授会の意見を聴き、学長が決定している。その内容は大学ホームページや学生便覧に掲載し学内外に周知している。【資料 4-1-5】 【資料 4-1-6】 【資料 4-1-7】 【資料 4-1-8】 【資料 4-1-9】 【資料 4-1-10】 【資料 4-1-11】

2) 大学院工学研究科修士課程

・大学院工学研究科及び各専攻のディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、修了認定基準はそれぞれ大学院学則と大学院履修規則に定められている。その内容は

学生便覧及び大学ホームページに掲載し、学内外に周知している。また、シラバスにも「成績評価の方法・基準」を明記し学生に周知している。

【資料 4-1-12】 【資料 4-1-13】 【資料 4-1-14】

・工学研究科の単位認定、修了要件については、大学院学則に定められており、課程の修了及び学位の授与については、修士論文審査委員会において、修士論文の審査及び最終試験を行う。大学院研究科委員会が審査委員会の修士論文及び最終試験の審査結果を聴き、学長が認定する。【資料 4-1-14】 【資料 4-1-15】

3) 成績評価 (工学部)

・工学部履修規則に従い、科目の履修と試験等に基づく学修の成績評価によって行われる。学修結果の評価方法は授業科目により異なり内容に応じて、筆記試験、実技テスト、レポート、小テストなどを組合わせて多面的に評価している。

・評価方法は、各科目の担当教員がシラバスに明記し、学生に周知している。

・卒業研究では、ルーブリック評価法を導入している。

(平成 30 (2018) 年度より)

・成績評価のための試験は、定期試験、追・再試験とすることを工学部履修規則に規定している。

・各セメスターの期末に定期試験を行っている。やむを得ない理由により定期試験を受験できなかった場合には、追試験が受けられるよう配慮している。定期試験などの結果、学修の評価が不合格になった者に対しては、当該授業科目の担当教員が必要と認めた場合、再試験を行うことができる。

・成績評価は 100 点満点とし、秀 (90 点以上)、優 (80 点以上)、良 (79～70 点)、可 (69～60 点)、D (59 点以下) の評価をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする (工学部学則第 16 条)。評価の意味は、「秀：特に優れた成績」「優：優れた成績」「良：妥当と認められる成績」「可：合格と認められる最低限度の成績」「D：合格と認められる最低限度の成績に達していないが、当該セメスター内に再試験受験後、再評価される」としている。

・指導を受ける事により卒業もしくは進級が可能になる状況にある場合に、学科長及び科目担当教員の判断により実施される「特別指導」を、工学部履修規則第 18 条に明記している。

・成績評価についても本 試験成績発表後 5 日間、追・再試験成績発表後 3 日間の「不服申し立て」期間を設けている。【資料 4-1-4】 【資料 4-1-16】

(大学院工学研究科修士課程)

・単位認定については、大学院履修規則に従い、科目の履修と試験などに基づく学修の成績評価によって行われる。

・学修結果の評価方法は授業科目により異なり内容に応じて、レポート、筆記試験などを組合わせて多面的に評価している。

・評価方法は各科目の担当教員がシラバスに明記し、学生に周知している。

4) 卒業認定基準・修了認定基準

(工学部)

・卒業認定基準は学則及び工学部履修規則に定めている。卒業要件は学則第 18 条に「本学を卒業するためには、学生は 4 年以上在学し、単位数 124 単位以上を修得しなければならない。」と定めている。また工学部履修規則第 6 条には、各学科毎の「必修科目」「選択必修科目」「選択科目」の必要単位数を定めている。

【資料 4-1-7】 【資料 4-1-10】

(大学院工学研究科修士課程)

・修了認定基準は大学院学則及び大学院履修規則に定めている。修了要件は大学院学則第 14 条に「修士課程の修了は、研究科に 2 年以上在学し、30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受け修士論文の審査及び最終試験に合格すること」と定めている。【資料 4-1-14】

・新たな学位論文審査基準を令和元（2019）年度に大学院履修規則第 8 条（修士論文の提出）、第 9 条（修士論文審査委員会）に定めている。これらの手続きにより審査及び修了認定の厳格性と客観性を確保している。【資料 4-1-15】 【資料 4-1-17】

5) 成績の通知

・成績評価結果は、Web ポータルシステムを介して Semester 毎に学生及び保護者が確認できるようにしている。これにより保護者との間で学修状況について認識の共有が進み、面談などにおいてもスムーズな意思疎通を可能としている。

令和 5（2023）年度より kit-Portal（学内ポータルサイト）に保護者向けページを設け、成績等を確認できるサービスを開始した。同サイトで確認できる成績情報等については、学生が自身の学修課程における課題を認識し、学修意欲を向上させるよう個人指導の資料としても活用している。評点以外に Semester 毎の GPA を算出、学修指導の資料とするとともに、学修意欲を喚起させる制度としても運用している。具体的には、工学部履修規則第 13 条の 3 に、各学年修了時における GPA が 1.0 未満の場合は修学指導を行い、改善が見られない場合は退学勧告を行う場合があることを記載している。他方、GPA の優秀な学生は、CAP 制（工学部履修規則第 13 条の 2 の(5)において、直前年度 GPA が 3.00 以上の者について、年間の履修登録単位数上限を、45 単位から 49 単位に引き上げる事を記載している。【資料 4-1-18】 【資料 4-1-19】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-3】 大学ホームページ

<https://www.kurume-it.ac.jp/>

(大学ホームトップページ_シラバス検索 (2024 年度以降はこちら))

【資料 4-1-4】 2025 学生便覧 (P75～P79)

【資料 4-1-5】 久留米工業大学工学部履修規則第 4 条の 2 (進級基準)

【資料 4-1-6】 久留米工業大学工学部履修規則第 5 条 (卒業研究着手条件)

【資料 4-1-7】 久留米工業大学工学部履修規則第 6 条 (卒業に必要な単位数)

【資料 4-1-8】 久留米工業大学学則第 16 条 (学習の評価) 及び

久留米工業大学工学部履修規則第 13 条 (成績の評価)

【資料 4-1-9】 久留米工業大学学則第 14 条 (単位の授与及び認定)

【資料 4-1-10】 久留米工業大学学則第 18 条 (卒業の要件)

【資料 4-1-11】 久留米工業大学学則第 19 条 (課程修了の認定及び卒業)

【資料 4-1-12】 2025 学生便覧 (P15～P19)

【資料 4-1-13】 久留米工業大学大学院学則第 13 条 (単位の認定、試験の時期及び学習の評価) 及び

久留米工業大学大学院履修規則第 3 条の 2 (成績の評価)

【資料 4-1-14】 久留米工業大学大学院学則第 14 条 (課程の修了) 及び

第 15 条（学位及び学位の授与）

- 【資料 4-1-15】久留米工業大学大学院履修規則第 9 条（修士論文審査委員会）
- 【資料 4-1-16】久留米工業大学工学部履修規則第 18 条（特別指導）
- 【資料 4-1-17】久留米工業大学大学院履修規則第 8 条（修士論文の提出）
- 【資料 4-1-18】久留米工業大学工学部履修規則第 13 条の 3
（修学指導及び退学勧告）
- 【資料 4-1-19】久留米工業大学工学部履修規則第 13 条の 2 の(5)（CAP 制について）

4-2. 教育課程及び教授方法

- ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- ④教養教育の実施
- ⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

・「建学の精神」「教育理念」を達成するために、学則に定めている教育研究上の目的とディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定。カリキュラム・ポリシーには、「教育内容」「教育方法」「学修評価」を定めており、学生便覧及び大学ホームページに掲載し周知を図っている。【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】

・大学院も同様に、大学院学則に定めている大学院目的と大学院のディプロマ・ポリシーを踏まえてカリキュラム・ポリシーを策定し、工学部と同様に学生便覧及び大学ホームページに掲載し周知を図っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-1】久留米工業大学学則第 3 条の 2（教育研究の目的）

【資料 4-2-2】2025 学生便覧（P9～P15）

【資料 4-2-3】大学ホームページ

https://www.kurume-it.ac.jp/daigaku/gaiyo_policy.html

（大学案内＞大学概要＞3つのポリシー）

4-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

・カリキュラム・ポリシーを策定するに当たり、以下のようにディプロマ・ポリシーとの一貫性が保たれるように十分に留意している。ディプロマ・ポリシーで定めた「知識・理解」にある「技術者に求められる幅広い教養および工学の基礎知識を身につけている」を実現するため、カリキュラム・ポリシーにおいて「技術者として求められる幅広い教養と工学分野の基礎知識の修得を目的として、人文社会、自然科学、

言語、保健体育、総合教育を共通教育科目として編成する」とした「教育内容」の方針を定めている他、ディプロマ・ポリシーで定めた「思考・判断」にある「自然科学の知識や工学分野の専門知識を活用し、課題解決のための適切な方策を講じることができる。」を実現するため、カリキュラム・ポリシーにおいて「地域課題解決に資するAI・数理・データサイエンスのリテラシー並びに応用基礎的な知識および技能の修得を目的として、「数学・統計学基礎」「AI 概論」「AI 活用演習」「AI 実践プロジェクトⅠ・Ⅱ・Ⅲ」を全学で実施する」とした「教育内容」を改善。令和8(2026)年度からの情報ネットワーク工学科カリキュラム改正を踏まえ、実施科目についての一部見直しも行った。

同様に、ディプロマ・ポリシーで定めた「技能・表現」にある「言語力、コミュニケーション力およびプレゼンテーション力等の技能を身につけ、社会の多様な人々と協働することができるよう」カリキュラム・ポリシーにおいて「演習や実験等の科目では、アクティブラーニングを取入れた教育方法で授業を行う。」とした「教育方法」の方針を定める等、ディプロマ・ポリシーに定めた「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲・態度」「技能・表現」各領域の資質・能力の実現を図るため一貫性をもったカリキュラム・ポリシーを策定している。また、その一貫性を検証し、改善につなげていくためのカリキュラム・ポリシーの「学修評価」において「卒業研究はルーブリック等によって総合的に評価する」ことを定めている。

・大学院においてもディプロマ・ポリシーを保証するため、大学院全体の方針を基に各専攻においてカリキュラム・ポリシーを策定しディプロマ・ポリシーとの一貫性を保っている。【資料 4-2-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-4】2025 学生便覧 (P9～P19)

4-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

・本学の教育課程は、学則第9条に基づき共通教育科目と専門教育科目の2系統に大別される。前者については、人文社会、自然科学、言語、保健体育、総合教育の5系統で編成し、後者については学科共通科目、コース専門科目、他学科連携科目の3系統で編成されている。【資料 4-2-5】

・共通教育科目では、「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神として掲げているとおり、工学専門分野へつながる基礎教育を基本としつつ、広く一般教養を身に付けられるよう編成している。また、共通教育科目のほとんどを全学年次で開講することで専門教育科目とのバランスに配慮し、高い倫理観と人間力を持った人材育成を目標としている。

・専門教育科目では、ものづくり実践教育を基本とし、座学、実験実習、演習等を配置する事で、興味と自主性の向上を図り、高い人間力、協調性、実践力や不屈の精神を修めた人材教育を目標としている。また企業や社会などからのニーズに対応し、専門教育科目に2、3の教育コースを設けることによって、より特化した専門知識や技術を持った人材育成も目標としている。

・これらの教育課程がどのように配置されているか順次性のある体系的な構築を分かりやすくするため「授業科目系統図」を作成し学生便覧に掲載している。また、

「科目ナンバリング」についても令和7（2025）年度の工学部、大学院のカリキュラムより導入している。当該年度に開講される授業科目のシラバスを作成し関連科目として事前若しくは事後につながる科目を記載することによって、系統性が分かるようにしている。シラバスについては、シラバス委員会で作成要領を作成し教員へ周知、シラバス委員が記載内容について、適正かをチェックシートにより確認し、不適正な箇所については科目担当者に、加筆・修正の指示を行っている。令和6（2024）年度より新たに導入した教学システム機能に移行している。令和5（2023）年度以前のシラバスについては、旧 Web シラバスシステムより閲覧できるようにしている。【資料 4-2-6】 【資料 4-2-7】

・大学院の教育課程においても、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する基礎的素養を涵養するよう適切に編成している。体系的な構築を分かりやすくするため「授業科目系統図」を作成し、学生便覧に掲載している。【資料 4-2-8】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-5】 2025 学生便覧（P9～P10）

【資料 4-2-6】 2025 学生便覧（P25～P68）

【資料 4-2-7】 大学ホームページ

<https://www.kurume-it.ac.jp/>

（大学ホームトップページ_シラバス検索（2024 年度以降はこちら））

（大学ホームトップページ_シラバス検索（2023 年度以前はこちら））

【資料 4-2-8】 2025 学生便覧（P93～P98）

4-2-④教養教育の実施

・本学では、教養教育として共通教育科による「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神として掲げているとおり、工学専門分野の基礎知識と一般教養教育を目的とした「人文社会」「自然科学」「言語」「保健体育」「総合教育」の5系統の教育を図 4-2-1 で示す共通教育運営委員会により実施管理している。これらの科目を入学年次から4年次までバランス良く配置することで、専門教育科目を学ぶ上で必要な基礎学力向上や「高い人間力」を培う教育に取り組んでいる。特に「自然科学」では、多様な学修履歴の入学生に対応すべく、工業技術者として必須の「数学」「物理学」に関しては入学直後に実施する学力検査により、個々の学生の学力に応じた丁寧な教育を実施、全ての学生が高度な専門教育に円滑に移行できるよう配慮している。令和3（2021）年度より数学に関しては、「AI・データサイエンス教育」との連携をより深めるため科目内容を改め、「数学・統計学基礎」と変更する改善を行い、基幹教育センターが中心となって数学と物理学の教員を配置し、基礎学力が不十分な学生の指導を行っている。また、各学科独自のカリキュラムで運営されていた「コンピュータリテラシー」は、教育の質保証や学科横断で行うことによる効率的教育をすすめるため、令和4（2022）年度より共通教育科目へ移行、全学科統一化と習熟度編成で行っている。

・令和5（2023）年度入学生より、文理横断型カリキュラム構築のため、人文社会系科目の見直しを行い、選択必修科目化や新規科目として「コミュニケーションの心

理学」「ディベート実践」「地域課題解決実践」を開講。共通教育運営委員会において、履修状況や実施に伴う課題等を報告し次年度以降の授業改善に繋げている。【資料 4-2-9】 【資料 4-2-10】

・総合教育として設けていた「自主活動Ⅰ・Ⅱ」については、科目の在り方を共通教育運営委員会で検討し、令和 8（2026）年度入学生より廃止し、一部の取組み内容については既存科目に移行することとした。また、「インターンシップⅠ・Ⅱ」についても共通教育運営委員会で、在り方を検討し履修条件等の見直しを行った。【資料 4-2-11】

・次世代技術者にとって必須となる数理・データサイエンス・AI 教育に関しても全学共通教育科目の必修科目である「AI 概論（1 年後期）」「AI 活用実践」（2 年前期）を含む地域課題解決型 AI 教育プログラムを実施している。令和 6（2024）年度の同教育プログラム修了者として、「実践レベル：10 名」「応用基礎レベル：16 名」「基礎レベル：54 名」の修了証を交付。令和 7（2025）年度は、8 月に成果発表会を開催した。この教育プログラムについては、毎年度開催される教育研究外部評価委員会で実施状況を報告すると共に評価を受けている。

【資料 4-2-12】 【資料 4-2-13】

※文部科学省からの認定状況

- ・令和 3（2021）年度：「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）プラス」認定。
（令和 8（2026）年度からの再認定申請中）
- ・令和 4（2022）年度：「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（応用基礎レベル）プラス」認定。

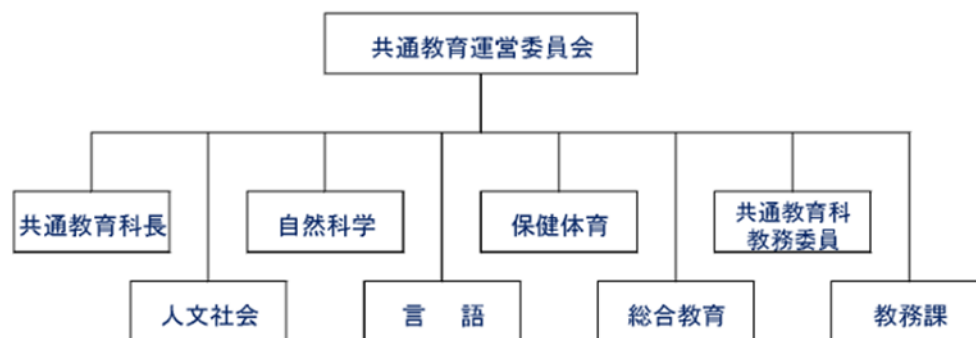


図 4-2-1 共通教育運営委員会

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-9】 2025 学生便覧 P26～P28、P34～P36、P42～P44、P52～P54、
P60～P62

【資料 4-2-10】 令和 7（2025）年度第 1 回共通教育運営委員会議事録

【資料 4-2-11】 令和 7（2025）年度第 2 回共通教育運営委員会議事録

【資料 4-2-12】 2025 地域課題解決型 PBL 成果発表会プログラム詳細版

【資料 4-2-13】 令和 7（2025）年度久留米工業大学教育研究推進外部評価委員会議事録

4-2-⑤教授方法の工夫と効果的な実施

・教授方法の改善に向けての取組みは、FD 委員会で前年度の活動に関して総括を行い、当該年度の活動予定を決定している。FD 研修の内容として、原則全専任教員が参加する FD 研修会で教授法の改善や外部講師による講演を定期的の実施している。これまでに Moodle や e-Campus の活用事例や、アクティブラーニング及び e ラーニング授業の事例発表等を含む FD 研修を行って来た結果、本学におけるアクティブラーニング授業科目の割合は、平成 30(2018)年度で 25%だったものが、令和 7（2025）年度には約 60%に増加するなど一定の成果が得られた。また、平成 30(2018)年度から全教員を対象に教育改善や教育の質保証に関する組織的取組みの一環としてティーチング・ポートフォリオ作成を義務化している。【資料 4-2-14】 【資料 4-2-15】 【資料 4-2-16】 【資料 4-2-17】 【資料 4-2-18】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-2-14】 久留米工業大学における FD の実施方針・計画について

【資料 4-2-15】 2025 年度 FD 研修会スケジュール案

【資料 4-2-16】 2025 年度アクティブラーニング科目一覧

【資料 4-2-17】 ティーチングポートフォリオ作成要領

【資料 4-2-18】 ティーチングポートフォリオテンプレート

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

・本学では、3 つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に基づき、機関レベル（大学）、教育課程レベル（学科・専攻）、科目レベルの 3 段階で学修成果の評価（アセスメント）を行い、また、その結果の集約・分析・共有を通して、3 つのポリシーの妥当性・整合性を検証し、教育・学修支援等の改善に組織的・継続的に取り組むことで、教育の内部質保証を図るというアセスメント・ポリシーを策定した。以下レベル毎の内容を示す。

- 1) 機関レベル（大学）では、入学から卒業までの各種アンケート調査、GPA・単位修得状況、退学・休学率等の状況、就職・進学状況、卒業生・就職先企業へのアンケート調査等を通して、学修成果の達成状況を検証し、全学的な教育・学修支援等の改善に活用する。
- 2) 教育課程レベル（学科・専攻）では、各種アンケート調査、学生面談、学生ポートフォリオ、大学院ポートフォリオによる学修活動状況調査、資格等の取得状況、GPA・単位取得状況、卒業研究のルーブリック評価、留年・退学・休学率等の状況、就職・進学状況等を通して、学修成果の達成状況を検証し、各教育課程の改善に活用する。
- 3) 科目レベルでは、各科目のシラバス記載の到達目標及び成績評価方法に関する適切性の評価、学生授業評価アンケート、教員相互の授業参観による評価等を通して、科目ごとの学修成果の達成状況を検証し、授業の改善に活用する。

・また、上記におけるアセスメントの実施は、大学全体の複数の部局や委員会で行われ、各々が下記に示す役割を担いながら全学的な取り組みとして進めていく体制を整備している。

- ・Plan（教育改革推進委員会、学科長会、大学院研究科運営委員会、IR推進センター）⇐
アセスメント・ポリシーの策定、アセスメント指標・内容・分析方法の検討⇐
- ・Do（教務委員会、FD委員会、大学院研究科委員会、各学科・専攻）⇐
アセスメントの実施、カリキュラム、授業方法、教育内容等の改善への取り組み、FD・SDの実施⇐
- ・Check（自己点検・評価委員会、教育研究推進外部評価委員会）⇐
アセスメントの結果に基づく、学修成果の総合的な評価と課題の指摘⇐
- ・Action（教育改革推進委員会、学科長会）⇐
指摘された課題に基づく教科改善策の検討⇐

・各部署で実施したアンケートをIR推進センターで分析し、その結果を教育改革推進委員会にて報告し、教育研究活動の改善を図っている。【資料4-3-1】 【資料4-3-2】 【資料4-3-3】

・具体的なアセスメントの名称・内容は、以下の1～7に示すとおりである。

1_学生による授業評価アンケート：

FD委員会で全授業・実習科目のうち工学部及び大学院において全教員が担当科目のうちいずれか1科目で実施。【資料4-3-4】

2_新入生アンケート：毎年4月にGoogleフォームにて実施。【資料4-3-5】

3_全国学生調査および学生学修・生活アンケート

IR推進センターで10月～12月に同時実施（「全国学生調査」は文部科学省の2025年からの本格実施の調査、学生学修・生活アンケートは、大学IRコンソーシアム「学生調査」に基づく調査である。【資料4-3-6】

4_学修成果の到達度アンケート：教務課で学年末に全学年を対象に実施。【資料 4-3-7】

5_卒業前アンケート：就職課で毎年実施。【資料 4-3-8】

6_既卒生アンケート：就職課で毎年実施。【資料 4-3-9】

7_就職先企業アンケート

就職課で就職先企業に対する調査を毎年実施。【資料 4-3-10】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-3-1】 大学ホームページ

https://www.kurume-it.ac.jp/daigaku/gaiyo_policy.html

(大学ホームトップページ>大学案内>大学概要

>アセスメント・ポリシー／アセスメントに関する取り組み体制)

【資料 4-3-2】 令和 7（2025）年度第 1 回教育改革推進委員会議事録

【資料 4-3-3】 久留米工業大学 Fact Book

<https://public.tableau.com/app/profile/kitir/vizzes>

【資料 4-3-4】 2025 年度学生による授業評価アンケート項目及び QR コード

【資料 4-3-5】 新入生アンケート

【資料 4-3-6】 2025 年度全国学生調査回答フォームおよび大学 IR コンソーシアム 2025 年度学生調査回答フォーム

【資料 4-3-7】 令和 7（2025）年度 学修成果の到達度についての自己評価
アンケート回答フォーム

【資料 4-3-8】 卒業前アンケート用紙

【資料 4-3-9】 既卒生アンケート回答フォーム

【資料 4-3-10】 就職先企業アンケート回答フォーム

4-3-②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

・学生による授業評価アンケート調査の結果については、各教員にフィードバックすると共に、教員活動状況評価にも活用している。教員だけでなく学生も交えた学生・教職員教育改善部会を毎年開催し、主なテーマとして 1) カリキュラム内容 2) 学修方法・学修支援又は学修成果 3) 施設・設備 4) その他大学教育に関連するものを挙げ、教職員と学生が直接話し合っている。意見を交えることで教職員と学生の信頼関係を深めるだけでなく、「学生の声」を教育内容や方法等の改善に役立てる場としている。令和 7（2025）年度は 9 月に開催、10 月の学内会議等にて報告を行った。【資料 4-3-11】 【資料 4-3-12】 【資料 4-3-13】

・授業評価アンケートの集計結果は、教育改革推進委員会で報告し、各学科の授業改善に活かせるようにしている。また、集計結果は全教員（非常勤除く）を対象とする「教員評価」にも反映させている。【資料 4-3-14】 【資料 4-3-15】

・授業評価アンケートの評価上位者はFD 委員会で審議され、学長より「ベストティーチャー賞」受賞者として表彰される。【資料 4-3-16】 【資料 4-3-17】

・学生は教学システムのポータルサイト (Kit-Portal) の「学修ポートフォリオ」を通して、ディプロマポリシーに沿った学修状況を確認できるようにしている。【資料 4-3-18】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-3-11】 久留米工業大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

【資料 4-3-12】 久留米工業大学学生・教職員教育改善部会会則

【資料 4-3-13】 令和 7（2025）年度第 8 回教授会議事録

【資料 4-3-14】 令和 7（2025）年度第 1 回教育改革推進委員会議事録

【資料 4-3-15】 久留米工業大学教員評価規程

【資料 4-3-16】 久留米工業大学ベストティーチャー賞実施要項

【資料 4-3-17】 令和 6（2024）年度ベストティーチャー候補者

【資料 4-3-18】 kit-portal 学修ポートフォリオ（写し）

【基準 4 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学における教育体制の強みとして、まず先進的な AI 教育の全学的展開が挙げられる。文部科学省の数理・データサイエンス・AI 教育プログラム (MDASH) のリテラシーおよび応用基礎レベルにおいて「プラス」認定を受けた「地域課題解決型 AI 教育プログラム」を実施しており、成果発表会等を通じてその学修成果を広く社会へ発信している。

また、教授方法の組織的改善に向けた取組みも着実な成果を上げている。全専任教員に対する「ティーチング・ポートフォリオ」の作成義務化や、組織的な FD 活動の推進を通じてアクティブ・ラーニングの導入率を 60% まで向上させるなど、教育手法の高度化を継続的に推進している。

さらに、厳正な成績管理と透明性の確保に向けては、GPA 制度を厳格に運用するとともに、「kit-portal（保護者版）」を活用して学生の学修状況を家庭とリアルタイムで共有し、早期の修学指導へ繋げる体制を構築している。

加えて、教育改善への学生参画が定着している点も大きな特長である。「学生・教職員教育改善部会」を毎年開催し、学生の生の声やニーズを直接カリキュラムや各種学修支援策の改善に反映させる全学的な PDCA サイクルが効果的に機能している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学における教育面での課題として、まず学修成果の可視化の深化が挙げられる。アセスメント・ポリシーに基づく各種調査を実施しているものの、学生一人ひとりの

成長軌跡を縦断的に分析し、教育プログラムの有効性を検証する手法の確立は未だ発展途上にある。

また、シラバスとディプロマ・ポリシー（DP）の連動強化も必要である。シラバス上で DP の 4 領域との関連を示してはいるが、個々の授業における評価基準（ルーブリック等）が、DP の達成度を測る指標として十分に精緻化されていない科目が一部に存在する。

さらに、社会ニーズの変化や DX 推進等に伴い、教育課程の体系性を再点検することも求められている。既存科目と新設科目の整合性を図るとともに、科目の配置やナンバリングをはじめとする順次性のさらなる最適化を進めていく必要がある。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

前述の課題に対応するため、本学では以下の改善策を推進している。

まず、教育課程の体系性の再点検および改編に向けて、令和 8（2026）年度からの「情報ネットワーク工学科」の定員増に伴い、共通教育運営委員会での検討のもと最新の技術動向を反映したコース改編と科目構成の刷新を令和 7（2025）年度中に完了させる。併せて教養教育の再編も進め、令和 8（2026）年度入学生より「自主活動」等の科目を整理・廃止し、「キャリアデザイン基礎」をはじめとする新設科目にリソースを集中させる。

次に、学修成果の可視化の深化に向けては、教務委員会と IR 推進センターの連携により kit-portal 上の「学修ポートフォリオ」機能を強化する。これにより、令和 8（2026）年度からは学生が自らの DP 達成状況をより直感的に確認・把握できる仕組みを導入し、自主的な学修管理を促していく。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

・本学は、学長のリーダーシップの下で迅速かつ円滑な意思決定を行うため、学則に基づき、企画会議、学科長会議、教授会、大学院研究科運営委員会、大学院研究科委員会等の意思決定機関を適切に設置・運用している。学長はこれら主要な会議体の長を務めることで、全学的な現状把握と課題発見、改善策の審議を組織的に推進している。【資料 5-1-1】 【資料 5-1-2】 【資料 5-1-3】 【資料 5-1-4】 【資料 5-1-5】 【資料 5-1-6】

・学長の補佐体制については、担当分野ごとに副学長および学長補佐を配置している。特に教学マネジメントの実効性を高めるため、副学長（教務担当）が教務委員長を兼務する体制を整えており、教育現場の状況を的確に把握しつつ、学長の意思決定と教学運営とを一体的に推進する仕組みとして機能している。これにより、教育と経営を有機的に結び付けた機動的な大学運営を可能にしている。【資料 5-1-7】 【資料 5-1-8】

・中長期的な戦略においては、第 3 次後期実施計画（R7～R9）の策定にあたり、学長が委員長を務める各推進委員会（教育改革、研究改革等）を主導し、本学のビジョンである「学生の成長」「地域貢献」「新しい知と技術」の具現化に向けた具体的なアクションプランをとりまとめた。【資料 5-1-9】 【資料 5-1-10】 【資料 5-1-11】 【資料 5-1-12】

・また、学長は法人における大学担当理事として理事会、評議員会及び常任理事会の審議・意思決定に参画している。これにより、大学の管理運営の中核にある学長が理事会の構成員となることで、法人と大学間の緊密な連携・協力が迅速に行われる体制を堅持している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-1】 久留米工業大学学則

【資料 5-1-2】 久留米工業大学企画会議規程

【資料 5-1-3】 久留米工業大学学科長会議規程

【資料 5-1-4】 久留米工業大学教授会規程

【資料 5-1-5】 久留米工業大学大学院研究科運営委員会規程

【資料 5-1-6】 久留米工業大学大学院研究科委員会規程

【資料 5-1-7】 久留米工業大学副学長規程

【資料 5-1-8】 久留米工業大学学長補佐規程

【資料 5-1-9】久留米工業大学教育改革推進委員会規程

【資料 5-1-10】久留米工業大学研究改革推進委員会規程

【資料 5-1-11】久留米工業大学産学官連携推進委員会規程

【資料 5-1-12】久留米工業大学国際化推進委員会規程

5-1-②権限の適切な分散と責任の明確化

・本学は、学長の職務を助け校務を掌理する体制として、副学長（総括担当、教務担当）および学長補佐（入試広報担当、地域連携担当、AI 担当）を適切に配置し、各職位における権限と責任の範囲を「副学長規程」および「学長補佐規程」により明確に定めている。特に、副学長（教務担当）が教務委員長の職を兼務する体制を構築することで、全学的な教学方針の策定から現場の学修支援に至るまで、責任の所在を一元化し、教学マネジメントの迅速な遂行を図っている。【資料 5-1-7】 【資料 5-1-8】

・学科・研究科の運営においては、学科長会議および大学院研究科運営委員会を設置し、各学科長、専攻長が自律的に学科・研究科内の教育・管理運営にあたっている。重要事項についてはこれらの会議体での審議を踏まえ、教授会および大学院研究科委員会において、学長に対して意見を述べ、学長が最終決定を行う体制を整備している。【資料 5-1-3】 【資料 5-1-4】 【資料 5-1-5】 【資料 5-1-6】

・教授会および大学院研究科委員会は、学則に基づき学生の入学・卒業および学位授与等に関する事項について審議するとともに、教育研究に関する重要事項について学長に対し意見を述べる機関として、適切に機能しており、教学と経営の相互チェック機能を果たしている。

・また、学生の懲戒（退学、停学、訓告）の手続きについては、学生厚生委員会における調査・審議の結果を踏まえ、教授会または大学院研究科委員会の意見を聴き、学長が決定することとなっており、大学の意思決定における権限の適切な分散と責任の明確化を図っている。これらの役割分担および意思決定のプロセスは、関係規程において明確に定められている。【資料 5-1-13】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-13】久留米工業大学学生厚生委員会規程

5-1-③職員の配置と役割の明確化

1) 事務組織の編制と役割の明確化

・本学の事務組織は、「学校法人久留米工業大学組織及び管理規則」に基づき、大学事務局内に総務課、事業戦略課、会計課、施設管理課、教務課、学生課、就職課、入試課、及び図書館事務室を適切に配置している。各課には実質的な業務責任者である課長を置き、「学校法人久留米工業大学組織及び管理規則（別表第2 分掌事務）」によりそれぞれの役割と責任の範囲を明確に定めることで、教育研究活動を円滑に支援する体制を構築している。事務局長はこれらの組織を統括し、各課間の総合調整を行うとともに、理事会等の審議にも陪席して法人と大学の緊密な連携を図っている。

【資料 5-1-14】 【資料 5-1-15】

・事務職員の人事管理については、「法人内事務系職員の人事について申合せ」により、人事を法人本部に一元化している。これにより、法人内各学校事務の円滑な処理と、能力・経験に応じた処遇の公平化を図るとともに、職員が同一事務に長期に携わ

ることのないよう人事交流を行うことを原則とし、組織の活性化と適材適所の配置を推進している。【資料 5-1-16】

・2013（平成 25）年度から、各課単位での「目標管理制度」を導入している。年度ごとに各課が設定した「目標」「達成基準」「遂行方法」について、大学事務局長等が各課長へのヒアリングを行い、その進捗状況を管理することで、組織目標の達成に向けた各職員の役割意識の醸成と、計画的な業務運営を機能させている。

2) 職員の採用・昇任の規律と適切な運用

・職員の採用及び昇任については、「学校法人久留米工業大学組織及び管理規則」ならびに人事に関する諸規程に基づき、公平かつ適正に実施している。採用にあたっては、第 3 次後期実施計画に掲げる「優秀な人材の確保と効果的な配置」の方針に基づき、大学運営に資する専門知識や技能を有する人材を計画的に確保している。

・職員の採用については、「学校法人久留米工業大学服務規則」第 21 条に基づき、選考試験による適正な評価のもとで実施している。また、役職への任用および昇任については、同規則第 26 条において任用試験（面接、面談等）を行うことを原則としつつ、能力主義に基づいた公平かつ透明性の高い人事制度を運用している。【資料 5-1-17】

・事務職員の各役職における標準的な業務水準（役割）を明確化するため、また、異動、昇任等の人事管理を法人で一元化し、能力や経験に応じた処遇の公平化を図るとともに、適正な昇任基準及び異動手続きを定めるため、法人本部において、「事務職員の標準業務に関する内規」及び「事務職員の人事に関する内規」を 2026（令和 8）年 4 月 1 日に施行する準備を進めた。【資料 5-1-18】【資料 5-1-19】

3) 教職協働による教学マネジメントの推進

・本学では、教学マネジメントを有効に機能させるため、教員組織と事務組織が明確な役割分担のもとで協働する体制を構築している。具体的には、教務課長が教務委員会の構成員として参画するほか、各種委員会や会議体には実質的な業務責任者である各課長や関係職員が常時出席し、教員の教育的判断と職員の実務的視点を融合させた教職協働体制を堅持している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-14】学校法人久留米工業大学組織及び管理規則（別表第 2）

【資料 5-1-15】久留米工業大学組織図

【資料 5-1-16】法人内事務系職員の人事について申合せ

【資料 5-1-17】学校法人久留米工業大学服務規則

【資料 5-1-18】事務職員の標準業務に関する内規

【資料 5-1-19】事務職員の人事に関する内規

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

1) 大学設置基準に基づく教員組織の確保

本学は、教育研究上の目的を達成するため、大学設置基準に基づき、各学科及び研究科に必要となる教員を確保し、適切に配置している。工学部における助教以上の専任教員数（学長を除く）は「表 5-2-1」に示すとおり 60 人であり、機械システム工学科（8 人）、交通機械工学科（9 人）、建築・設備工学科（10 人）、情報ネットワーク工学科（12 人）、教育創造工学科（8 人）、その他（13 人）の各組織において、教授数を含め大学設置基準を十分に満たしている。

・大学院工学研究科においても、3 専攻を開設しており、エネルギーシステム工学専攻は修士研究指導教員 11 人、修士研究指導補助教員 2 人、講義担当教員 1 人、電子情報システム工学専攻は修士研究指導教員 12 人、修士研究指導補助教員 1 人、講義担当教員 4 人、モビリティシステム工学専攻は修士研究指導教員 7 人、修士研究指導補助教員 0 人、講義担当教員 2 人で、専任教員数、研究指導教員数ともに大学院設置基準を満たしている。

久留米工業大学

表 5-2-1 教員配置数と大学設置基準上の必要数

学科名	入学定員	収容定員	専任教員数					設置基準上必要数	
			教授	准教授	講師	助教	計	教員数	教授数
機械システム工学科	50	208	4	3	0	1	8	8	4
交通機械工学科	60	256	4	2	0	3	9	8	4
建築・設備工学科	80	328	5	4	1	0	10	9	5
情報ネットワーク工学科	90	368	5	6	0	1	12	9	5
教育創造工学科	40	160	4	4	0	0	8	8	4
共通教育科他			5	7	0	1	13		
計	320	1320	27	26	1	6	60		
大学全体の収容定員に定める専任教員数								16	8
総 計								58	

※学長除く（令和7年5月1日現在）

・本学の教員の採用及び昇任に関する事項は、「久留米工業大学教員選考規程」及び

「久留米工業大学教員選考基準規程」に定めている。また、大学院の担当教員に関する教員選考及び資格審査に関する事項は、「久留米工業大学大学院担当教員選考規程」に規定している。

・教員の採用及び昇任の手続きについては、教員選考規程に基づき、まず新規採用や昇任の必要性を企画会議において審議・承認する。その後、学長が公募・教員採用・昇任等候補者の選考及び資格審査を依頼し、原則として公募により広く人材を募っている。選考にあたっては、当該分野の専門性を有する当該学科の教授等で構成される「教員選考委員会」を設置し、教員選考基準規程に基づいた書類審査（履歴書・研究業績書等）および面接による厳正な審査を実施している。

・選考委員会による審査結果は学長に報告され、企画会議等の主要会議において採用・昇格の妥当性について最終的な審議を行う。学長決裁の後、法人本部へ上申し、理事長の承認を得て任命されるという、教学と経営が連携した公正かつ透明性の高い手続きを堅持し、適切に運用している。

・大学院担当教員の選考に関しても、令和 2（2020）年度に改正した「久留米工業大学大学院担当教員選考規程」に基づき、より厳格な資格審査基準を適用している。全大学院担当教員を対象とした審査を毎年実施することで、高度な研究指導体制と質の高い教員組織の確保に努めている。【資料 5-2-1】

・教員の資質向上と組織の活性化を図るため、「教員評価規程」に基づき、「教育」「研究」「社会貢献」「組織運営」の 4 領域による評価を実施している。評価は教員本人の自己評価に加え、副学長等による第二次審査を経て、最終的に学長が総合判定を行う客観的なプロセスを運用している。【資料 5-2-2】

・評価結果の活用については、単なる一律の給与反映ではなく、「教育活動」「研究活動」「社会貢献活動」「組織運営領域」の各領域において顕著な成果を挙げた上位者数名に対し、報奨金を給付する制度を運用している。これにより、優れた実績を挙げた教員への直接的なインセンティブを提供し、資質と士気の向上を組織的に図っている。さらに、「第 3 次後期実施計画（R7～R9）」では、教員評価制度の新たな仕組みの構築を掲げ、計画的な制度改革を推進している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-2-1】久留米工業大学 大学院 担当教員選考規程

【資料 5-2-2】久留米工業大学 教員評価規程

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

・全学的に教育指導方法の検討・改善を進めるため、FD 委員会を設置している。FD 委員長は、学長が指名し、1 学部、1 研究科の利点を活かして全学的な FD 体制としている。委員は、各学科及び各専攻から各 1 名が委員として加わることにより、大学院を含めた全学的な取組みを可能としている。【資料 5-3-1】

・FD 委員会では、教育方法の改善及び教育力の向上、学修支援環境の充実及び検証に重点的に取り組むため、研修会を実施している。（令和 7（2025）年度実績：工学部 1 回、大学院 1 回を令和 8 年 1 月末までに実施）。また、FD 委員会の下部組織として久留米工業大学学生・教職員教育改善部会を設置。毎年、在学生の意見・要望等の調査を行う改善部会を開催している。（令和 7（2025）年度実績）改善部会での意見等は、参加学生へ議事録として開示するほか、学内会議でも報告し教育改善に活用している。

【資料 5-3-2】 【資料 5-3-3】 【資料 5-3-4】

・授業改善の手掛かりとするため、工学部・大学院生を対象に授業評価アンケートを実施し、学生が授業をどのように受け止めているかを確認している。

・平成 30（2018）年度より全ての専任教員にティーチング・ポートフォリオの作成を義務付けている。個々の教員の教育活動について文章化し、授業を行う上で欠かせない教育理念等を整理することで教育改善への意識化を図り、改善を促進させている。

令和元（2019）年度より教員活動状況評価の教育活動評価項目にも反映させている。

・本学の教員評価制度は、大学の使命・目的の実現に向け、職位に応じて、また所属学科の一員として、ふさわしい貢献ができる人材を育成し、資質と士気の向上を図ることを目的としている。教員個人の意欲・能力・成果を評価し、処遇に適正に反映させている。

・教員評価方法は、「教育活動」「研究活動」「地域・社会貢献」「組織運営」の領域において、前年度の各教員の実績を基に、評価要領に従い自己評価を行う。その後、副学長及び学長補佐による第 2 次審査を行い、最終的に学長が総合評価を行い、各領域において上位者となった教員に対して表彰することにより、教員の資質及び士気の向上を図っている。【資料 5-3-5】 【資料 5-3-6】 【資料 5-3-7】

【エビデンス・資料編】

【資料 5-3-1】 久留米工業大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

【資料 5-3-2】 2025 年度 FD 研修会スケジュール案

【資料 5-3-3】 久留米工業大学学生・教職員教育改善部会会則

【資料 5-3-4】 令和 7（2025）年度第 1 回学生・教職員教育改善部会議事録

【資料 5-3-5】 ティーチングポートフォリオ作成要領

【資料 5-3-6】 ティーチングポートフォリオテンプレート

【資料 5-3-7】 久留米工業大学教員評価規程

5-3-②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

・本学では、職員の資質・能力の向上を図るため、「SD 実施方針・計画」に基づき、SD 研修会を実施している。実際の運用においては、SD 委員会が中心となって全学的な視点から研修を企画・立案しており、社会情勢の変化や職員のニーズを適宜吸い上げ、大学運営に真に必要なと思われるテーマを精選して組織的・計画的に実施する体制をとっている。【資料 5-3-8】

・令和 7（2025）年度は、専門性の向上と経営課題への対応を目的に以下の研修を実施した。【資料 5-3-9】

・ **外部連携・専門研修**：外部講師による「産学官連携とリスク管理」、他大学と合同での「研究マネジメント人材養成」、業者主催の「少子化時代に備える組織改編」を実施し、高度な業務知識を修得した。

・ **最新技術・実務研修**：3 大学合同による「NotebookLM の操作・活用」や「デジタルサイネージ活用」等の DX 研修を推進したほか、学生支援実務に関する学内研修を随時実施した。

・ **基盤・新任者研修**：毎年継続している「キャンパス・ハラスメント防止」や「教育・学生支援体制及び FD」等の研修を通じ、教職協働の意識醸成とコンプライアンスの徹底を図った。

・職員の主体的な研鑽を支援するため、通信教育や外部研修への参加費用を補助する「職員自主研修補助制度（上限 4 万円）」や、新卒採用者に対するメンター制度を運用している。今後は、これまでの機動的な研修実績を体系化し、「第 3 次後期実施計画（R7～R9）」に基づく「新たな能力開発制度」を、令和 9（2027）年度までに確立することを目指す。併せて、生成系 AI 等の積極的な導入による事務運営の DX を一体的に推進し、職員の意識改革および資質・能力の向上につなげている。【資料 5-3-10】

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-8】久留米工業大学における SD の実施方針・計画について

【資料 5-3-9】令和 7（2025）年度 SD 研修会一覧

【資料 5-3-10】学校法人久留米工業大学職員自主研修補助制度

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-①研究環境の整備と適切な管理運営

・本学は、専任教員の研究活動を保障するため、一人一室の個室研究室を完備し、各研究室の机、椅子、テーブル、書架等の基本備品は大学側で一括して用意している。これに加え、新任教員が着任後早期に研究環境を立ち上げられるよう、30万円を上限とする「研究環境整備費（着任支援）」の予算枠を設けており、初期段階の教育研究活動を組織的にバックアップしている。また、施設・設備に関する学生の満足度調査においても、講義室・実習室の環境に対し 80.7%が高い満足度を示しており、教員・学生双方にとって良好な学修・研究環境が維持されている。【資料 5-4-1】

・基盤的な支援に加え、本学の強みである先端領域の研究力を教育に直結させる拠点として、特色ある研究所の充実を図っている。インテリジェント・モビリティ研究所（IML）では、自動走行モビリティの社会実装を推進し、大学発ベンチャーの起業や内閣府の SIP 事業採択などの成果を挙げている。また、AI 応用研究所は、地域産業への技術応用と全学的な AI 教育の司令塔機能を果たしている。本研究所は、文部科学省の認定（MDASH プラス）を受けた「地域課題解決型 AI 教育プログラム（PBL）」の中核を担い、3次元仮想空間「メタバース・ラボ」を導入するなど、最新の ICT 技術を駆使した先駆的な研究・教育環境を提供している。【資料 5-4-2】 【資料 5-4-3】

・令和 7（2025）年度は、「第 3 次後期実施計画（R7～R9）」に基づき、令和 7（2025）年度供用開始の新棟「200 号館（L ベース）」内へ、令和 5（2023）年度に選定された「大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）」による助成金を受け、「AI 応用研究所整備」および「電子情報システム工学専攻大学院生室整備」を行い施設設備整備の充実を図った。あわせて各学科に分散している研究設備・機器の共用化や、研究専念時間の確保に向けた制度検討を推進することで、研究所を核とした教育研究活動のさらなる高度化と持続的な質保証を図る方針である。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-1】学長裁量経費による研究支援に関する資料

【資料 5-4-2】大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>
(施設・設備⇒インテリジェント・モビリティ研究所)

【資料 5-4-3】大学ホームページ <https://www.kurume-it.ac.jp/>
(施設・設備⇒AI 応用研究所)

5-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

・本学は、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、「久留米工業大学行動規範」、「久留米工業大学コンプライアンス規程」、「久留米工業大学における研究費等の不正防止等に関する規程」等を定めている。実務的な指針として、「公的資金等の管理・運営に関する不正防止計画」を令和 6（2024）年 11 月に改正し、責任体系をより明確化した。教職員が常に最新のルールに基づき適正な予算執行を行えるよう、「久留米工業大学公的研究費等使用マニュアル」を必要に応じて改訂し、本学ホームページで公開して周知徹底を図っている。

・運営・管理に関わる責任体系については、「研究費の管理・運営に係る責任体系図」に基づき、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を定め、それぞれの役割と責任を明確にしている。教育面では、教員および事務職員を対象とした研修会を定期的を開催するほか、大学院生を含む全ての研究活動従事者に対し、研究倫理教材（eAPRIN）の履修を義務付け、全学的なコンプライアンス意識の向上に努めている。

・公的研究費の適正な執行を担保するため、法人本部監査室及び監事による内部監査を厳正に実施している。監査結果については、適切に管理運営に反映させる体制を構築しており、不正を未然に防止する仕組みを整えることで、公的研究費の適正な執行体制の維持・強化を図っている。

・近年、本学では教員の研究活動が非常に活性化しており、共同研究や受託研究が増加している。研究内容も医工連携、モビリティ研究、AI 応用など多角化・高度化していることから、研究の信頼性を担保するため、特に人を対象とする研究については、規程に基づき新たに実務的な「手順書」を作成し、審査プロセスの標準化を図っている。運用にあたっては、研究進展のスピードに対応しつつ厳格な審査を両立させるため、迅速かつ機動的に対応可能な審査体制を構築しており、実務レベルでの適正な管理を徹底している。【資料 5-4-4】

・「第 3 次後期実施計画（R7～R9）」に基づき、今後も研究不正を未然に防ぐための啓発活動を継続するとともに、IR 等を活用して研究活動の状況を把握し、社会的信頼に応える高度な研究倫理体制の維持・発展に努める方針である。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-4】久留米工業大学における人を対象とする研究に関する倫理規程

5-4-③研究活動への資源の配分

・本学は、教員の研究活動を財政面から組織的に支えるため、平成 28（2016）年度より「学長裁量経費制度」を運用している。本制度は、研究成果の質的向上と発信力の強化を目的としており、具体的には、優れた研究計画に対する「公募・応募型支援（上限 100 万円）」、全専任教員への「基礎研究費（学会参加費等：一律 5 万円）」の配分、さらに「論文投稿料支援（上限 10 万円）」などを実施している。特に、科研費不採択者（A・B 評価）を対象とした「再チャレンジ（ブラッシュアップ）支援」を継続することで、次年度の採択率向上に向けた意欲喚起と質の高い申請書の作成を組織的にバックアップしている。これらの多角的な支援により、研究発表件数や論文掲載数、さらには共同研究等の実績増加という明確な成果につなげている。【資料 5-4-5】

・戦略的な外部資金導入を推進するため、「産学連携に関する目標・計画」を策定している。令和 6（2024）年度からは、科研費申請書の質を向上させるため、外部講師による「科研費申請書ピアレビュー研修会」を導入し、エビデンスに基づいた申請支援を強化している。また、新任教員が早期に研究活動を立ち上げられるよう、30 万円を

上限とする「研究環境整備費（着任支援）」を別途措置するなど、研究のスタートアップから成果発信までを網羅する資源配分体制を構築している。

・研究力の現状を客観的に把握するため、リサーチマップの拡充や IR 推進センターと連携し、研究力指標を用いた「研究力評価報告書」を作成し、教育改革推進委員会等へ報告している。今後は「第3次後期実施計画（R7～R9）」に基づき、研究マネジメント体制をさらに強化し、科研費採択時の褒賞制度の制度化や、海外ジャーナル等への論文投稿支援の拡充を予定している。これにより、本学の強みを活かした「オンリーワン技術」の創出を加速させ、持続的な研究環境の高度化と資源の最適配分を図っていく。

以上のことから、研究活動への資源配分を戦略的に実施し、研究の質向上と活性化を支える組織的な支援体制を確立している。

エビデンス集・資料編】

【資料 5-4-5】学長裁量経費による研究支援に関する資料

【基準 5 の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

教員の資質向上および教育・研究活動の質保証に向け、組織的な取組みを多角的に推進している。教員評価およびインセンティブの面では、「教員評価規程」に基づき 4 領域で多面的な評価を実施するとともに、顕著な成果を挙げた教員に対する報奨金給付制度を運用することで、教員の士気向上と組織の活性化を図っている。教育手法の改善においては、全専任教員へのティーチング・ポートフォリオ作成の義務化や積極的な FD 活動を展開した結果、アクティブ・ラーニングの導入率が 60%に達するなど、組織的な教育改善が着実に成果を結んでいる。

さらに研究支援体制においては、「学長裁量経費制度」による公募型支援や科研費不採択者に対する再チャレンジ支援を講じるとともに、AI 応用研究所をはじめとする特色ある拠点を核とした先端研究の推進に努めている。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学におけるガバナンスおよび研究環境面での課題として、まず事務職員の人事制度整備が挙げられる。事務職員の役割や責任範囲を明確化する「標準業務に関する内規」等の整備が未だ発展途上であり、より公平かつ透明性の高い人事管理体制の確立が求められている。

また、研究環境のさらなる最適化に向けた取組みも必要である。近年、産学連携等の共同研究が増加傾向にある中で、各学科に分散している研究設備の全学的な共用化が進んでいない。併せて、教員が研究活動に専念できる時間を確保するための組織的な支援策や制度的検討についても、さらなる深化を図る必要がある。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

前述の課題に対応するため、本学では以下の取組みを推進していく。

まず、事務職員の人事制度整備に向けては、法人本部において検討を進めている「事務職員の標準業務に関する内規」および「人事に関する内規」を令和8年4月1日より施行する。これにより、適正な昇任基準や透明性の高い異動手続きを確立・運用し、組織的な業務遂行体制と人事管理の向上を図る。

また、研究環境の最適化と研究マネジメントの強化に向けては、「第3次後期実施計画（令和7～9年度）」に基づき、科研費採択時における褒賞制度の拡充や海外論文投稿支援の強化を進める。これらを通じて教員の研究意欲の向上と環境整備を図り、令和9（2027）年度までに新たな能力開発制度の確立を目指していく。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1- ① 経営の規律と誠実性の維持

本法人は、令和 7（2025）年 4 月の改正私立学校法の施行に合わせ、ガバナンス体制を抜本的に再構築した。

・ **管理運営体制の刷新**：「学校法人久留米工業大学寄附行為」を全面的に改定し、理事会を「業務執行の決議機関」、評議員会を「最高監督・役員選任機関」として役割を明確に分離した。また、監事の独立性を担保し利益相反を防止するための選任基準を整備している。【資料 6-1-1】

・ **内部統制の整備**：理事の職務執行の適正性を確保するため、新たに「学校法人久留米工業大学内部統制システム整備の基本方針」を策定した。これに基づき、全教職員の倫理観向上を図る「学校法人久留米工業大学コンプライアンス規程」を令和 7（2025）年 4 月に施行し、組織的な不正防止体制を構築している。【資料 6-1-2】

【資料 6-1-3】
・ **監査の実効性確保**：「学校法人久留米工業大学監事監査規則」に基づき、監事は理事会・評議員会に出席して意見を述べるほか、会計監査人や監査室と定期的な連絡会を持ち、三要素監査の連携を図っている。また、「学校法人久留米工業大学内部監査規程」に基づき、監査室が業務及び会計が諸規程に適合しているかを定期的に検証し、理事長に報告している。【資料 6-1-4】 【資料 6-1-5】

・ **社会への説明責任**：改正私立学校法第 151 条等に基づき、寄附行為、計算書類、事業報告書、及び「学校法人久留米工業大学ガバナンス・コード」への適合状況を本法人ホームページにて遅滞なく公表し、経営の透明性を確保している。【資料 6-1-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】 学校法人久留米工業大学寄附行為

【資料 6-1-2】 学校法人久留米工業大学内部統制システム整備の基本方針

【資料 6-1-3】 学校法人久留米工業大学コンプライアンス規程

【資料 6-1-4】 学校法人久留米工業大学監事監査規則

【資料 6-1-5】 学校法人久留米工業大学内部監査規程

【資料 6-1-6】 学校法人久留米工業大学ガバナンス・コード

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

1. 環境保全への配慮

本法人および本大学では、「学校法人久留米工業大学契約事務規程」において環境への配慮を明文化し、組織的な環境負荷低減に取り組んでいる。具体的には、100 号

館「テクノみらい館」において省エネ・創エネ技術を導入し消費エネルギーの最小化を図っているほか、受動喫煙防止および喫煙マナー向上のための学内喫煙スペース整備、資源ごみ回収、省エネ意識啓発などを推進している。さらに、業務の効率化と資源保護を推進するため、Google ドライブ等を活用した事務文書の共有・管理によるデジタル化・ペーパーレス化体制の構築を進めている。【資料 6-1-7】

2. 人権への配慮

人権保護およびハラスメント防止に向けては、「学校法人久留米工業大学ハラスメント防止規程」等に基づき諸規程を整備し、学長を委員長とする委員会および相談窓口を設置している。相談員には教職員のほか、学外の臨床心理士や社会福祉士を配置し、学生・教職員が安心して相談できる体制を構築している。【資料 6-1-8】【資料 6-1-9】【資料 6-1-10】【資料 6-1-11】

制度の周知徹底と意識向上に向けては、全職員に対する定期的なプッシュ通知による啓発（令和 6（2024）年度～）や、全教職員を対象とした人権・ハラスメント研修を継続的に実施している。あわせて、平成 28（2016）年度より毎年実施している全教職員対象の「ストレスチェック」を活用し、職場環境の改善に取り組んでいる。また、個人情報保護については「学校法人久留米工業大学個人情報保護規程」および「久留米工業大学個人情報取扱い細則」に基づき適切に管理・運用している。なお、令和 7（2025）年度からの「教育・学習データ利活用」に向けては、情報セキュリティと個人情報保護の観点から関連規程の整備・見直しを段階的に進めている。【資料 6-1-12】【資料 6-1-13】

3. 安全および危機管理への配慮

学内外における安全確保および危機管理については、「学校法人久留米工業大学危機管理規則」および「危機管理規程」に基づき、学長を本部長とする「危機対策本部」を設置している。災害、火災、感染症、情報漏洩などの多様なリスクに対応するため、迅速かつ的確に対処するためのマニュアルを構築するとともに、自衛消防隊の編成見直しを行うなど、体制の継続的な改善を図っている。学生に対しては、新入生オリエンテーションでの「危機管理マニュアル」の配布や、地元の消防署と連携した防火避難訓練を通じて防災意識の定着を図っている。さらに、中長期計画に基づき、学内施設の耐震化や防犯機能の強化を計画的に進め、安全・安心なキャンパス環境の維持に努めている。【資料 6-1-14】【資料 6-1-15】【資料 6-1-16】【資料 6-1-17】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-7】 学校法人久留米工業大学契約事務規程

【資料 6-1-8】 学校法人久留米工業大学ハラスメント防止規程

【資料 6-1-9】 久留米工業大学ハラスメント防止委員会規程

【資料 6-1-10】 久留米工業大学ハラスメント相談室規程

【資料 6-1-11】 久留米工業大学ハラスメント相談員

【資料 6-1-12】 学校法人久留米工業大学個人情報保護規程

【資料 6-1-13】 久留米工業大学個人情報取扱い細則

【資料 6-1-14】 学校法人久留米工業大学防火管理規程

【資料 6-1-15】 学校法人久留米工業大学危機管理規則

【資料 6-1-16】 久留米工業大学危機管理規程

【資料 6-1-17】 「久留米工業大学生のための危機管理マニュアル」

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

・ **理事会の運営:** 「学校法人久留米工業大学理事会規則」に基づき、理事会は原則として年 8 回開催し、予算・決算、事業計画等の重要事項を審議・決定している。

理事の定数を適切に維持し、学識経験者等の外部理事を含めることで審議の客観性を担保している。【資料 6-2-1】

・ **理事会の出席状況:** 過去 3 年間の理事の理事会への出席状況は「表 6-2-1」のとおりである。なお、欠席時の議案賛否表明書は理事会規則第 4 条第 3 項において、「理事の出席、議決については理事会に付議される事項につき書面等をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。」と定めている。

久留米工業大学

令和 5 年度	開催数	第 1 回	第 2 回	第 3 回 (臨時)
	月 日	5 月 30 日	5 月 30 日	9 月 19 日
	出席状況	11/12 人	11/12 人	12/12 人
	開催数	第 4 回 (臨時)	第 5 回	第 6 回
	月 日	9 月 19 日	11 月 28 日	11 月 28 日
	出席状況	12/12 人	10/11 人	11/11 人
	開催数	第 7 回	第 8 回	
	月 日	3 月 12 日	3 月 12 日	
	出席状況	10/12 人	10/12 人	
令和 6 年度	開催数	第 1 回	第 2 回	第 3 回 (臨時)
	月 日	5 月 31 日	5 月 31 日	9 月 13 日
	出席状況	10/12 人	10/12 人	10/12 人
	開催数	第 4 回 (臨時)	第 5 回	第 6 回
	月 日	9 月 13 日	11 月 29 日	11 月 29 日
	出席状況	10/12 人	10/12 人	10/12 人
	開催数	第 7 回	第 8 回	
	月 日	3 月 14 日	3 月 14 日	
	出席状況	9/12 人	9/12 人	
	開催数	第 1 回	第 2 回	第 3 回
	月 日	5 月 27 日	6 月 6 日	9 月 16 日
	出席状況	10/12 人	12/12 人	11/12 人

令和 7 年度	開催数	第 4 回	第 5 回	第 6 回
	月日	9 月 26 日	11 月 18 日	11 月 28 日
	出席状況	10/12 人	10/12 人	11/12 人
	開催数	第 7 回	第 8 回	
	月日	3 月 3 日	3 月 13 日	
	出席状況	11/12 人	8/12 人	

表 6-2-1 理事の理事会への出席状況(議案賛否表明書提出者除く)

・ **職務執行状況の報告**： 寄附行為第 17 条に基づき、理事長、常務理事及び担当理事は、約 3 か月ごとに自己の職務の執行状況を理事会に報告しており、理事会による業務執行の監督機能が実効的に運用されている。【資料 6-2-2】

・ **機動的な執行体制**： 日常業務や緊急事案については、「学校法人久留米工業大学常任理事会規則」に基づき、理事長、常務理事、担当理事で構成される「常任理事会」に委任し、迅速な意思決定を行っている。また、「学校法人久留米工業大学担当理事等職務権限規則」により各学校長を「担当理事」として位置づけ、責任と権限の範囲を明確化している。【資料 6-2-3】 【資料 6-2-4】

・ 学校法人久留米工業大学寄附行為第 14 条に、「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定しており、理事会は法人の業務決定権限を有している。

・ 理事長は、本法人の代表として業務を総理する。加えて、常務理事を私立学校法第 37 条第 3 項の代表業務執行理事、各学校担当理事を私立学校法第 37 条第 4 項の業務執行理事として、理事長を補佐する体制を整えており、各学校の運営及び経営に関する業務を分掌し、責任と権限の明確化と業務の円滑化を図っている。

・ 理事会の定数は、理事 10～12 名としており、令和 7 (2025) 年度末現在においては、理事は 12 名であり、寄附行為に定める定数を満たしている。

・ 理事の半数は外部理事となっており、外部有識者の専門的な知識や経験を法人の意思決定に反映できる体制を構築している。

・ 監事は理事、評議員及び本法人の職員を兼ねておらず、私立学校法第 39 条に規定する役員の兼職禁止に関する条項に違反していない。

・ 学校法人寄附行為第 21 条の規定及び学校法人久留米工業大学理事会規則第 8 条の規定に基づき、理事会からの委任を受け常任理事会は、次の項目について審議等を行う。①日常的な法人の業務の決定に関すること、②緊急にこの法人の意思を決定する

ような必要がある場合、その他、理事会を開催するいとまがない場合における暫定的な法人業務の決定に関すること、③理事会に付議する事項について企画、立案し、又は整理すること、④その他、理事会が特に委任する事項に関すること、について審議決定を行っている。

- ・前記②については、次の理事会に議案として提出し、その承認を得なければならないことを理事会規則第8条第2項に規定している。

- ・理事会では、私立学校法及び寄附行為の規定に基づき、6カ年の中期計画、3か年の実施計画、単年度事業計画及び予算について、あらかじめ評議員会の意見を聴き、承認を行っている。

- ・学校法人久留米工業大学では、6カ年の中期計画を定めるとともに、より計画を具体化した前期・後期による3か年の実施計画の策定を行い、中期計画の実効性を高めている。

- ・中期計画については、実施計画の終了時期と合わせた3か年ごとに、実施計画については事業計画の終了時期と合わせ毎年、進捗状況の確認や社会情勢等の変化に合わせた見直しを実施しており、計画の実効性を担保している。

- ・定例理事会を原則として年8回開催することを、理事会規則第2条に規定し、令和7（2025）年度においては、5月27日、6月6日、9月16日、9月26日、11月18日、11月28日、3月3日、3月13日に開催している。

- ・理事の職務執行状況報告については、6月6日、9月16日、11月28日、3月13日の理事会で報告を行っている。

理事会規則第8条第2項に規定している。

- ・学校法人久留米工業大学寄附行為第7条に「この法人の理事選任機関は、評議員会とする」と規定し、理事選任機関を明確に定めている。

- ・理事選任機関たる評議員会には、理事会が理事候補者を決定し推薦を行う。

- ・令和7（2025）年度においては、理事5名の選任を評議員会で決定した。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-1】 学校法人久留米工業大学理事会規則

【資料 6-2-2】 理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書（議事録等）

【資料 6-2-3】 学校法人久留米工業大学常任理事会規則

【資料 6-2-4】 学校法人久留米工業大学担当理事等職務権限規則

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

- ・**業務レベルでの目標達成管理**: 本法人は平成25（2013）年度から、事務組織の各課単位で「目標管理制度（MBO）」を導入している。各課長が設定した「目標」「達成基準」「方法」「達成状況」について、大学事務局長が中間及び最終のヒアリングを実施した上で法人本部に報告し、実務レベルでの進捗を管理している。【資料 6-2-5】

- ・**理事長ヒアリングによる計画のローリング**: 理事会は、法人全体の「第3次中期計画（2022～2027年度）」に基づき、毎年度の予算編成に合わせ、各部門の重要課題及び単年度目標の見直し（ローリング）を行っている。このローリングは、理事長が各部

門の責任者から直接状況を聴取し、事業の必要性や効果を精査する「理事長ヒアリング」として実施されており、エビデンスに基づく予算査定と次年度事業計画への反映を通じて、計画の実効性を高めている。【資料 6-2-6】 【資料 6-2-7】

・常任理事会においては、理事会から委任を受けた法人の日常的業務等の審議を行うとともに、経営改善に向けた取組み、当面の課題などについて各担当理事が報告を行い、情報の共有、議論を行うなど継続した取組みを行っている。

・学校法人久留米工業大学では、その使命・目的を達成するため中期計画を定めるとともに、より計画を具体化した前期・後期による 3 か年の実施計画の策定を行い、実施計画については事業計画の終了時期と合わせ毎年、進捗状況の確認や社会情勢等の変化に合わせた見直しを実施するなど、継続的な取組みを実施している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-2-5】 事務組織における目標管理制度（MBO）の実施記録

【資料 6-2-6】 第 3 次中期計画（2022～2027 年度）

【資料 6-2-7】 予算編成方針及び理事長ヒアリングの実施記録

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-①法人の意思決定の円滑化

・私立学校法の改正により、理事会と評議員会の構成メンバーはまったく異なることとなったが、評議員会には、理事長をはじめ、常務理事及び各担当理事が出席し、議案内容や質疑に答える体制を取っており、十分に意思疎通と連携が図られている。

【資料 6-3-1】

・年に 1 回理事と評議員の懇親の場を設けている。会議の場ではない場所で、理事、評議員及び法人職員が交流を図ることで、様々な情報の共有が図られている。

・常任理事会においては、理事会から委任を受けた法人の日常的業務等の審議を行うとともに、経営改善に向けた取組み、当面の課題などについて各担当理事が報告を行い、情報の共有、議論を行うなど各担当理事間の意思疎通を図る場として機能している。【資料 6-3-2】 【資料 6-3-3】

・学校法人久留米工業大学では、職場や職員の意識等の実態を把握し、職場の改善や業務の見直しなどの基礎資料とするため、事務職員を対象に平成 25（2013）年度から無記名方式のアンケート調査を継続して実施している。本アンケートにおいては、自

由記述欄を設け職員が自由に意見を述べることができるよう設定しており、記述があった内容については、法人としての対応を回答している。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-3-1】 学校法人久留米工業大学寄附行為

【資料 6-3-2】 学校法人久留米工業大学理事会規則第 6 条の 3

【資料 6-3-3】 学校法人久留米工業大学常任理事会規則第 2 条

6-3-②評議員会と監事のチェック機能

・私立学校法の改正により、理事と評議員の兼務が禁止されたことから、本法人の評議員においては全員に辞任していただき、理事会が推薦した評議員候補者について、評議員会が選任を行っている。これにより、評議員全員を評議員が選任しているため、理事会で選任する評議員は 1/2 以内とする私立学校法の改正に対応した適切な選任を行っている。【資料 6-3-4】

・学校法人久留米工業大学の評議員については、11 名以上 15 名以内とし、構成については、法人内職員 3～4 名、法人内各学校を卒業した者 4 名、学識経験者 4～7 名としている。これにより、法人内職員の割合は 1/3 以下となっており、私立学校法の改正に対応した適切な選任を行っている。【資料 6-3-4】

・評議員の実数は、理事の実数を超える数でなければならないことを、寄附行為第 6 条第 4 項で定め、理事を超える数の評議員を選任しており、私立学校法の改正に対応した適切な選任を行っている。【資料 6-3-4】

・評議員会においては、私立学校法の改正により、一部の寄附行為変更、理事及び評議員の選任など、従来の諮問機関としての位置づけから一部議決機関としての機能も持つこととなり、法人運営に重要な役割を果たしている。【資料 6-3-4】

・評議員会に諮る議案及び報告事項については、理事会で決定し、1 週間前までに発送を行うことで十分に資料を確認し議論に備える期間を確保している。【資料 6-3-4】

・監事は、寄附行為に基づき適切に選任されている。【資料 6-3-4】

・監事 2 名のうち 1 名を両監事の合意に基づき、常勤監事に選任している。

・学校法人久留米工業大学は、私立学校法第 145 条に規定され、私立学校法施行令第 4 条に規定される学校法人には該当しないが、2 名のうち 1 名を常勤監事として選任し、日常的に監査業務を行う体制をとっている。【資料 6-3-4】

・法人監事は、理事会及び評議員会に出席するとともに、期中及び期末の業務監査並びに決算監査を実施している。【資料 6-3-5】

・常勤監事においては、法人内で開催される常任理事会及び久留米工業大学で開催される企画会議に毎回参加するほか、公的研究費に関する体制整備や不正防止のチェックリストについて意見を述べるなど、日常的に法人業務の監査を行っている。

表 6-3-2 評議員の評議員会への出席状況(議案賛否表明書提出者除く)

	開催数	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
令和 5 年度	月日	5 月 30 日	9 月 19 日(臨時)	11 月 28 日	3 月 12 日
	出席状況	21/25 人	22/25 人	17/21 人	21/25 人
令和 6 年度	月日	5 月 31 日	9 月 13 日	11 月 29 日	3 月 14 日
	出席状況	20/25 人	17/25 人	19/25 人	17/25 人
令和 7 年度	月日	6 月 6 日	9 月 26 日	11 月 28 日	3 月 13 日
	出席状況	18/21 人	10/13 人	11/13 人	10/13 人

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-3-4】学校法人久留米工業大学寄附行為

【資料 6-3-5】学校法人久留米工業大学監事監査規則

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-①財務基盤の確立

・令和 6（2024）年度決算において、総資産は 18,987 百万円、うち、特定資産 7,755 百万円、流動資産 1,374 百万円、総負債 3,194 百万円となっており、財務基盤は安定している。

・令和 7（2025）年度決算において、総資産は 18,711 百万円、うち、特定資産 6,939 百万円、流動資産 1,837 百万円、総負債 3,122 百万円となっており、昨年度より総資産は減少しているが、本法人の財政状態は健全である。

特に資金関連の積立率（貸借対照表関係比率）については、89%と全国等と比較しても 10%以上高い数値となっており、財政が直ちに逼迫する事態に陥ることはない。

また、日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標に基づく経営状態は正常状態である A3 を保持し続けていることから、財務基盤は安定していると云える。

・資産の運用については、学校法人久留米工業大学資金運用規程に基づき、安全かつ効率的な資産運用に努め、資産運用収入の拡大に努めている。

【資料 6-4-1】 【資料 6-4-2】 【資料 6-4-3】 【資料 6-4-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-4-1】 令和 6 年度事業報告書

【資料 6-4-2】 令和 7 年度事業計画書

【資料 6-4-3】 令和 7 年度事業報告書

【資料 6-4-4】 学校法人久留米工業大学資金運用規程

6-4-②収支バランスの確保

・久留米工業大学の主要な財源は学生納付金であり、近年の人件費及び物価上昇による経費増加の影響と学納金収入の状況を鑑み、学納金の改定を実施した。

・令和 6（2024）年度決算までは、法人全体としては、10 年連続の収入超過（大学のみでは 9 年連続の収入超過）となっていたが、令和 7（2025）年度決算においては法人としても、大学としても赤字決算となっている。

・外部資金の獲得に関しては、研究費については、令和 5(2023)年度に戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)に採択され、その他にも多数の研究費等を獲得している。補助金については、令和 5(2023)年度に大学・高専機能強化支援事業において、支援 1、支援 2 の両方に採択され、取り組みを継続している。また、私立大学等改革総合支援事業については、タイプ 1（Society5.0 の実現等に向けた特色ある教育の展開）が令和 6(2024)年度から 2 か年連続して選定されており、令和 7(2025)年度には、代表校として「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」メニュー2（複数大学等の連携による機能の共同化・高度化を通じた経営改革支援）に選定され、純真学園大学、九州大谷短期大学と共同事業の実施に努めている。

・寄付金について、令和 6（2024）年より少額からの寄付に対応できるように寄付金システムを導入し、令和 7(2025)年度においては、野球部の全国大会出場を契機に寄付利用が増加し、寄付金収入も増額している。

【資料 6-4-5】 【資料 6-4-6】 【資料 6-4-7】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-4-5】 令和 6 年度事業報告書

【資料 6-4-6】 令和 7 年度事業計画書

【資料 6-4-7】 令和 7 年度事業報告書

6-4-③中期的な計画に基づく適切な財務運営

・令和3(2021)年度に、令和4(2022)年度からの新たな「ビジョン」及び今後6年間の「第3次中期計画(2022年度~2027年度)」を策定した。【資料 6-4-8】

・さらに、その計画を具体的なものとするため、前期3か年(R4~R6)、後期3か年(R7~R9)の実施計画を策定し、計画の実現に取り組んでいる。【資料 6-4-9】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-4-8】第3次中期計画(2022年度~2027年度)

【資料 6-4-9】学校法人久留米工業大学第3次後期実施計画書(2025年度~2027年度)

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-5-①会計処理の適正な実施

・本学の予算は、理事会で決定した法人全体の予算編成方針及び事業計画に基づいて編成され、各部署から事業別に経費を整理した予算調書を提出させ、ヒアリングを行い、その必要性・効果・手法等を精査のうえ、予算委員会にて査定を行い、安定的かつ健全な財政になるよう努めている。以後、法人本部による査定を行い、最終的には理事会・評議員会の承認により成立する。【資料 6-5-1】 【資料 6-5-2】

・本学の会計処理は、学校法人会計基準、学校法人久留米工業大学経理規則、学校法人久留米工業大学経理規則取扱細則、学校法人久留米工業大学授業料等徴収並びに育英に関する規則、学校法人久留米工業大学契約事務規程、学校法人久留米工業大学固定資産等管理規程、学校法人久留米工業大学寄付金及び現物寄付受入規程に基づいて会計処理を行っており、日頃の会計処理を行う上で判断できない事項については公認会計士に相談して指導・助言を受け、適正な処理に努めている。【資料 6-5-3】 【資料 6-5-4】 【資料 6-5-5】 【資料 6-5-6】 【資料 6-5-7】 【資料 6-5-8】

・平成27年(2015)年度からは、これまで法人のみで使用していた財務会計システムが大学でも稼働となり、伝票の直接入力、データの閲覧・検索等が可能となった。法人と連携した会計処理を行うことにより、定期的な照合等が可能となり、日々不備・誤謬がないよう精査に努めている。

・予算執行については、担当者による裏付資料と政策事業調書又は経常経費調書の科目別内訳(予算明細)を確認の上、所属長、経理責任者の決裁により、法人の経理を統括する法人本部へ提出し、経理責任者の照合、決裁を受け、適正な会計処理を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-5-1】令和7年度予算書(理事会資料)

- 【資料 6-5-2】 令和 7 年度事業計画書
- 【資料 6-5-3】 学校法人久留米工業大学経理規則
- 【資料 6-5-4】 学校法人久留米工業大学経理規則取扱細則
- 【資料 6-5-5】 学校法人久留米工業大学授業料等徴収並びに育英に関する規則
- 【資料 6-5-6】 学校法人久留米工業大学契約事務規程
- 【資料 6-5-7】 学校法人久留米工業大学固定資産等管理規程
- 【資料 6-5-8】 学校法人久留米工業大学寄付金及び現物寄付受入規程

6-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

・ 本法人の会計監査は、学校法人久留米工業大学監事監査規則、学校法人久留米工業大学 監事監査実施基準及び学校法人久留米工業大学内部監査規程に基づき目的に応じて監事による監事監査、公認会計士による会計監査、法人監査室による内部監査とそれぞれの立場 から適時に監査を行う体制が整備され、厳正に実施している。【資料 6-5-9】 【資料 6-5-10】 【資料 6-5-11】

・ 監事監査は年 2 回(期中監査・ 期末監査)、学長及び事務担当者からのヒアリング等を実施し、過去の指摘事項、経営課題への取り組み状況等、大学の現状や今後の計画に沿った実効性のある監査を実施している。

・ 公認会計士による会計監査は、毎年 10 月から 6 月までを 1 サイクルとして実施されている。監査は証憑書類等に基づく書面監査及び実地監査、各担当理事に対する経営方針のヒアリング等、多岐にわたり実施している。

・ 法人監査室による内部監査は、原則、法人全ての業務活動を対象としており、科研費等 公的研究費の監査も実施している。

・ 監事、公認会計士、法人監査室の連携については、例年監査開始前に意見交換をする等、連携を取りながら監査業務が行われ、いずれも理事会等へ報告される体制が整備されており、厳正に実施している。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 6-5-9】 学校法人久留米工業大学監事監査規則
- 【資料 6-5-10】 学校法人久留米工業大学監事監査実施基準
- 【資料 6-5-11】 学校法人久留米工業大学内部監査規程

【基準 6 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

経営の規律と誠実性の確保

・ 改正私立学校法への迅速な対応: 令和 7 (2025) 年 4 月の法施行に先立ち、寄附行為及び「学校法人久留米工業大学理事会規則」等の全学的な規程改正を完了させ、新ガバナンス体制を遅滞なく施行した。

- ・理事長ヒアリングによる実効的な予算編成: 予算編成時に理事長自らが各部門の進捗を直接確認するヒアリング体制が確立されており、中期計画のローリングと予算配分が有機的に連動している。
- ・職務執行報告の定着: 常任理事による 3 か月ごとの職務執行状況報告が理事会で実施されており、経営監視機能が適切に働いている。
- ・法人の目的や使命を「寄附行為」「学則」に明示し、建学の精神を学内外に広く浸透させている。また、理事会・評議員会・監事によるガバナンス体制を整備し、「ガバナンス・コード」の適合状況を毎年公表することで、透明性と説明責任を果たしている。

環境・人権・安全への多面的な配慮

- ・省エネ・創エネ型建築やリサイクル推進、ハラスメント防止規程と相談体制の整備、安全衛生委員会による危機管理体制の強化など、持続可能で安心できる教育環境づくりに継続的に取り組んでいる。

・理事会の機能的運営

定期的な理事会・常任理事会の開催により、迅速かつ適正な意思決定を実現している。学長・学校長や外部理事の参画によって、多角的な視点から議論が行われ、法人と大学の一体的な運営が実現している。

・中期計画に基づく計画的経営

第 3 次中期計画に基づく実施計画を策定し、目標管理制度を通じて課ごとの計画・成果を評価・共有する仕組みを確立している。これにより、教育研究活動と経営方針を連動させた持続的な改善が行われている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・中期計画評価の定量化: 事務組織の目標管理や理事長ヒアリングは機能している一方、理事会レベルでの進捗検証において、日本高等教育評価機構が求める「KPI（重要業績評価指標）を用いた定量的な分析」に基づく評価・検証の仕組みに改善の余地がある。
- ・新体制の実効性検証: 評議員会が決議・監督機関として強化された新体制において、理事会との意思疎通（寄附行為第 50 条の再議付託手順等）が円滑に運用され続けるか、継続的なモニタリングが必要である。

・環境配慮や人権尊重に関する活動は実績が蓄積してきている一方で、学生・地域社会への「発信・周知」が必ずしも十分ではなく、取組みの効果を広く示す点に課題がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・IR 推進センターとの連携強化: 令和 8（2026）年度末までに、IR 推進センターが収集する経営データに基づき、次期中期計画に向けた定量的な KPI を「企画会議」にお

いて選定・確定し、理事長ヒアリングや理事会でのエビデンスに基づく審議体制を強化する。

・ **コンプライアンス教育の定着**：新設された「学校法人久留米工業大学コンプライアンス規程」に基づき、全役職員を対象とした階層別研修を定期的実施し、新ガバナンス体制下における倫理意識の更なる向上を図る。